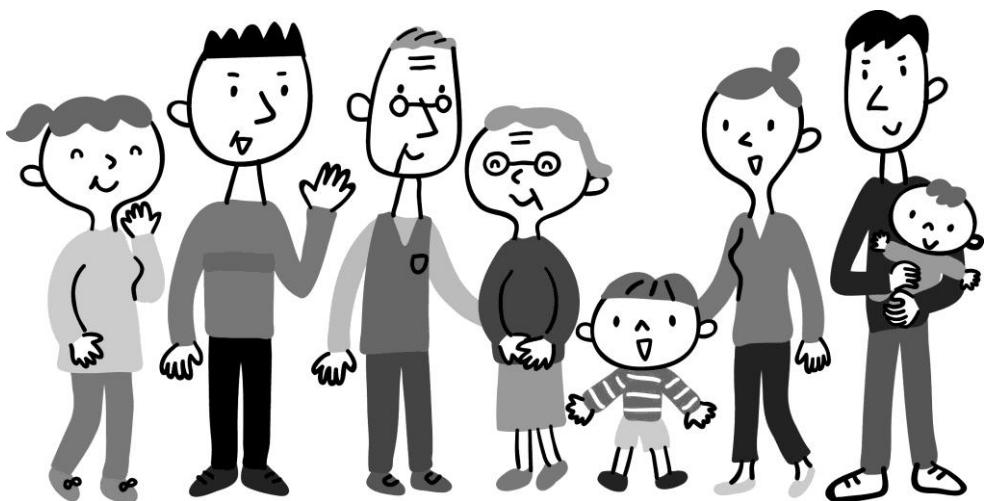


第3次いなべ市地域福祉計画及び いなべ市地域福祉活動計画



平成 29 年3月
いなべ市・いなべ市社会福祉協議会

目 次

第1章 地域福祉計画策定にあたって	1
1. 地域福祉計画策定の背景	1
2. 地域福祉とは	2
第2章 計画の基本的な考え方	4
1. 計画策定の目的	4
2. 計画の位置づけと法令等の根拠	4
3. 計画期間	5
4. 策定体制	6
第3章 いなべ市の現状	7
1. 統計データによる本市の現状	7
2. アンケート調査	12
3. 活動主体者ワークショップ	19
第4章 計画の基本理念等	24
1. 目指す姿と基本理念	24
2. 基本目標	25
3. 本計画で取り組む重点ポイント	27
4. 施策体系図	30
第5章 施策の展開	31
1. 地域福祉を担うひとつづくり	31
2. ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり	40
3. 安心して生活できる環境づくり	57
4. 数値目標	73
第6章 計画の推進に向けて	74
1. 推進体制	74
2. 進行管理	74
3. 社会福祉協議会の組織体制の整備・充実	75
第7章 資料編	76
1. 策定経過	76
2. 用語説明	77

第1章 地域福祉計画策定にあたって

1. 地域福祉計画策定の背景

わが国では、平成12年施行の「介護保険法」や「社会福祉法」（「社会福祉事業法」からの改正）をはじめ、子どもや障がいのある人、高齢者などを対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。

介護保険制度は高齢者を社会で支える仕組みとして定着し、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、法改正や整備が図られています。介護保険法では、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けた「生活支援コーディネーター」を配置していく方向性が示されています。平成28年7月には、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、福祉を「支え手側」と「受け手側」に分けるものではなく、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。

平成27年度からは生活保護に至る前の生活困窮者への支援を強化するための「生活困窮者自立支援事業」が開始されており、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法という）」が施行され、各自治体が、具体的な取り組みの推進に向けて体制整備を進めています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、地域の絆がもたらす地域の安全・安心などへの好ましい影響について注目が高まっています。

平成25年8月に取りまとめられた「社会保障制度改革国民会議報告書～確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋～」では、「互助」の積極的な推進という方向性が示されるなど、国民相互の助け合いの大切さが改めて認識されつつあります。

そのような状況の中、近年の地域福祉を取り巻く課題として避難行動要支援者の問題や生活困窮者への支援など、従来の分野別の福祉では対応できない「制度の狭間」といわれる複雑な生活課題が顕在化するようになってきています。そして、社会環境の変化や家族構成の変化、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景とした、「無縁社会」「社会的孤立」といった新たな課題も生じています。

いなべ市及びいなべ市社会福祉協議会では、平成24年3月に「第2次いなべ市地域福祉計画」「第2次いなべ市地域福祉活動計画」を策定し、国の動向や地域の実情を踏まえた取り組みを推進してきました。

第3次いなべ市地域福祉計画及びいなべ市地域福祉活動計画（以下、本計画という）は、行政と社協の目指す理念と方向性を共有して、より実践的な取り組みを進めていくよう、地域の主役となる市民と地域福祉推進のための仕組み等の基盤をつくる行政及び地域福祉推進の中心となる社協との連携・協働により策定しました。

2. 地域福祉とは

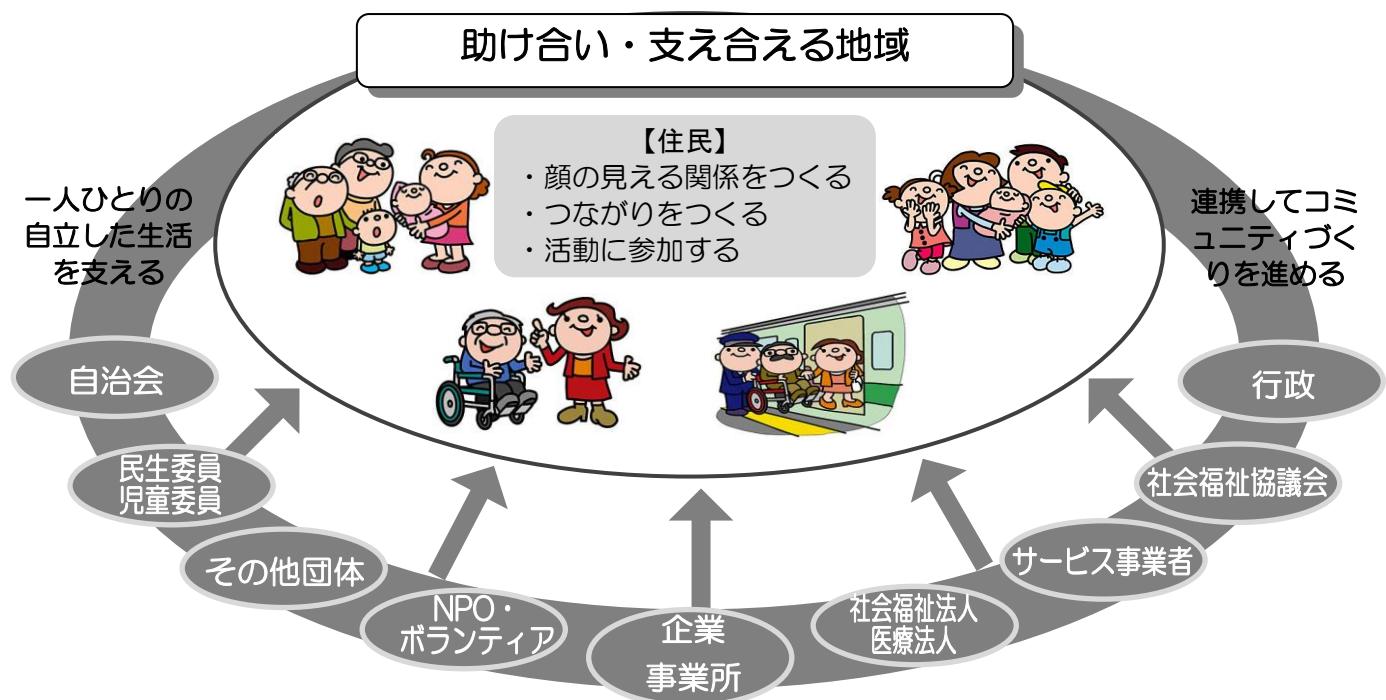
(1) 地域福祉とは

ふだんの生活の中で、ちょっとした不安や不便を感じたことはありませんか。

子どもの登下校が不安、災害時の対応が心配、外出したくても交通手段がないなど。こういった不安や不便さは、ほんの少しの手助けや気づかいで解決できる場合がたくさんあります。

「地域福祉」とは、そういう問題を家族や友人、近隣住民、事業所や行政などとの関係性の中で解決し、「誰もが自分らしく、住みなれた地域で、安心して暮らせるまちをつくっていくこと」を言います。(例えば、隣近所の人々にあいさつすることや子どもの安全を地域で見守ることなど)

■ 地域福祉のイメージ



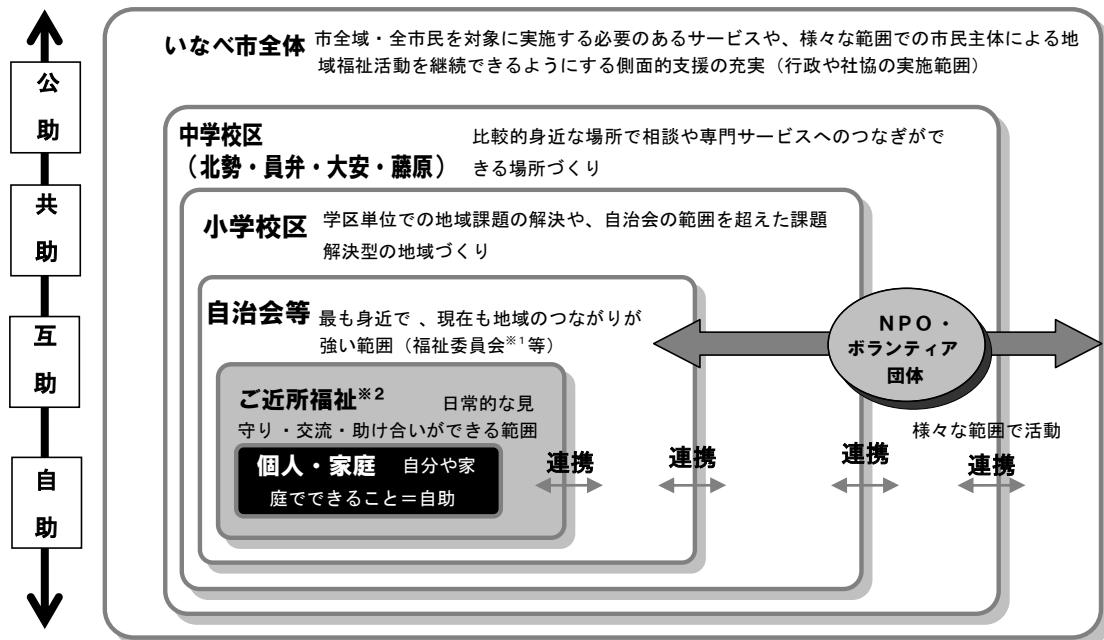
(2) 自助・互助・共助・公助で進める地域福祉

地域には、高齢で介護を必要とする人、認知症で見守りを必要とする人、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人、ひとり暮らしで話し相手がない人など、様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。そして、その悩みや課題は性別・年齢・家族構成や国籍などによっても様々であり、公的なサービスだけで適切な対応を行っていくことは困難となっています。

このような多種多様な生活課題に対し、できる限り自分自身や家族で解決することを考え、対応することを「自助」と言います。そして、それだけでは解決できない場合に、隣近所の手助けや地域での支え合いで対応することを「互助」、介護保険などの制度化された支え合いの仕組みで対応することを「共助」と言い、さらに、「自助」「互助」「共助」でも解決できない課題に対しては、行政や社協等が行う公的支援や福祉サービスで解決する「公助」が必要となります。

本計画では、こうした「自助」「互助」「共助」「公助」の視点から地域の生活課題の解決を図り、支え合い・助け合うことができる地域づくりを進めます。

■ 本市における重層的な支援体制の整備



※1 福祉委員会：詳細はP28 参照

※2 ご近所福祉：要援護者・支援者という「世話する人と世話されるだけの人」という固定の関係を作るのはではなく、要援護者も、できる範囲で周りの人を見守り、住民同士がつながって相互に見守り、見守られる関係を日常的に築き、みんなで支え合いをすることです。そのような見守り、支え合う関係の中で、だれもがお互いに「そっと、さりげなく」支援している地域をつくろうとするもの

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

本計画は、「地域の助け合い、支え合いによる福祉」を推進するための計画です。市民一人ひとりを大切に思い、人と人とのつながりを大事にし、地域の力を活用し、共に助け合い、お互いを認め合いながら支え合う地域づくりを目指すものです。

そして、市民・地域・福祉団体・行政・社協等がそれぞれの役割の中で、互いに力を合わせられる関係をつくり、協働しながら自助・互助・共助・公助の視点もふまえて、「地域ぐるみの福祉」の推進を図ることを目的として策定します。

2. 計画の位置づけと法令等の根拠

（1）地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化した計画

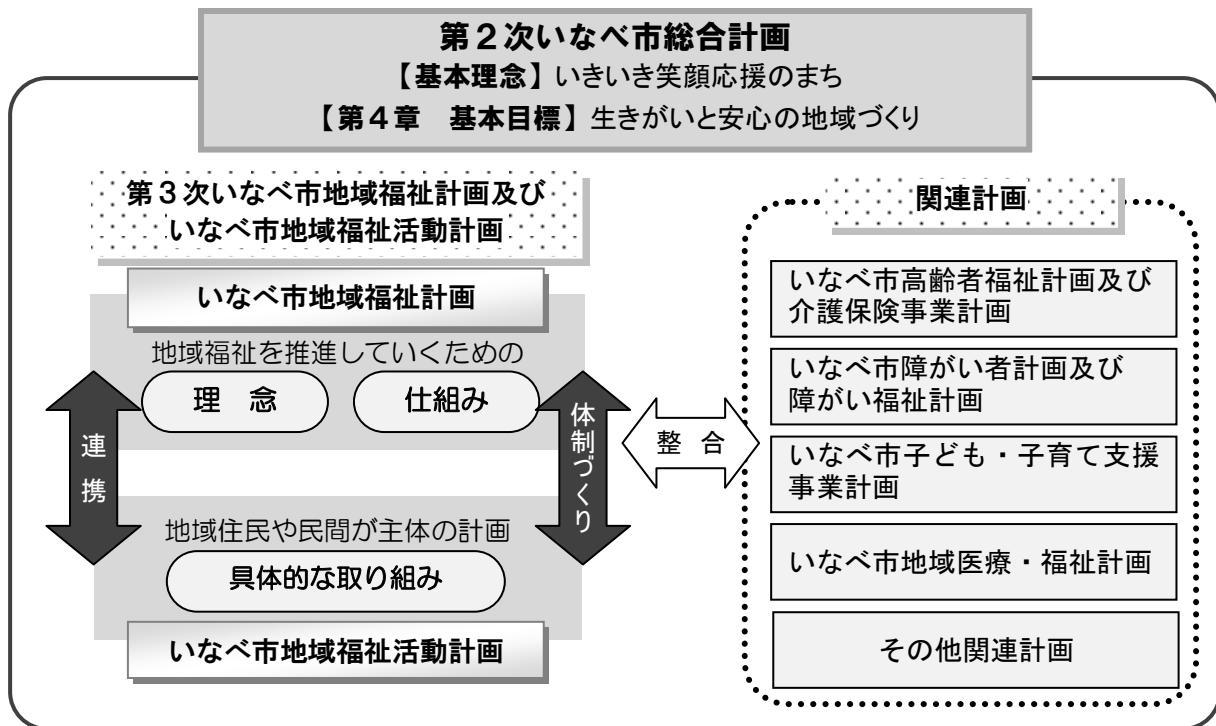
これまで、本市では「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の連携を図りながらも別々に策定してきましたが、本計画においては地域福祉の理念と具体的な取り組みを整理し、より実践的な活動へつなげるため、両計画を一体的に策定し、連携を強化することで事業を効果的に推進します。

（2）計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく、「市町村地域福祉計画」として位置づけ、地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が、市民が主役となった地域福祉活動を実践するために策定する活動計画です。

また、本計画は「第2次いなべ市総合計画」を上位計画として、高齢者、障がい者（児）、子育て等の各課が策定する関連計画との整合を図りつつ策定し、行政及び社協が中心となり事業を推進します。

■計画の位置づけ



■社会福祉法 107 条

社会福祉法第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とし、社会情勢等に対応するため必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
第 2 次いなべ市地域福祉計画					第 3 次いなべ市地域福祉計画及び いなべ市地域福祉活動計画				
第 2 次いなべ市地域福祉活動計画					いなべ市地域福祉活動計画				
今期改定→					次期改定→				

4. 策定体制

本計画の策定にあたっては、有識者や各団体の代表等から構成される「いなべ市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」が中心となりました。また、市民・活動主体者に対するアンケート調査やワークショップを実施し、市民参画の手法を取り入れたとともに、関係各課へのヒアリング調査を実施し、地域福祉に関する施策の整理を行いました。



第3章 いなべ市の現状

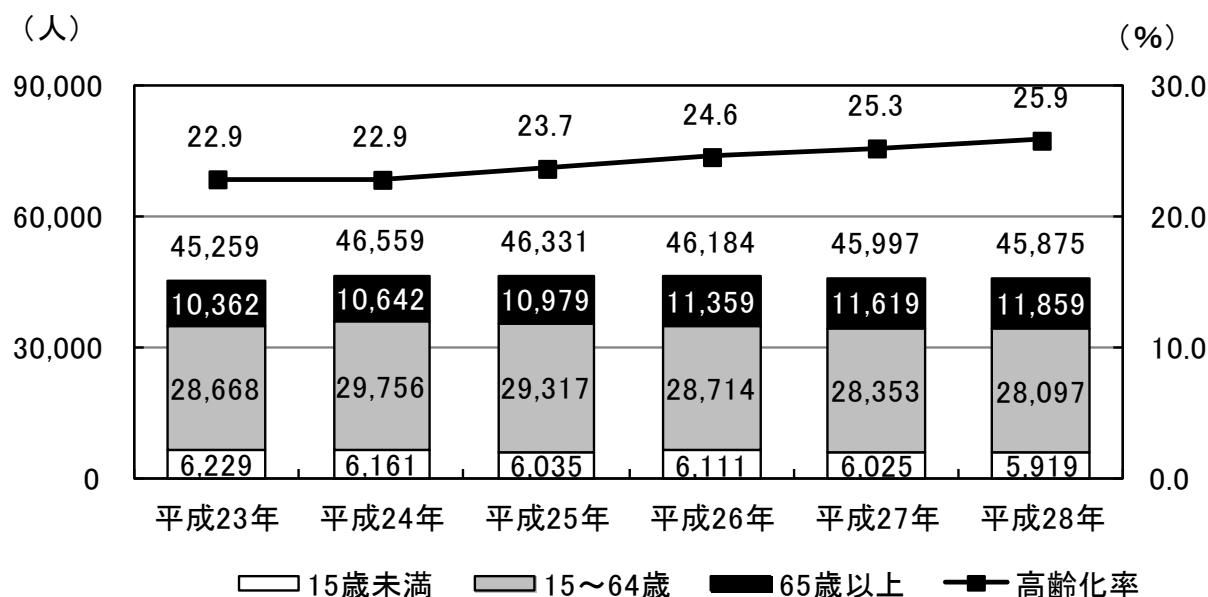
1. 統計データによる本市の現状

(1) 人口・高齢化率の状況

本市の総人口は、企業誘致や宅地造成を進めてきたことで増加傾向にありましたが、平成24年をピークに減少傾向にあります。

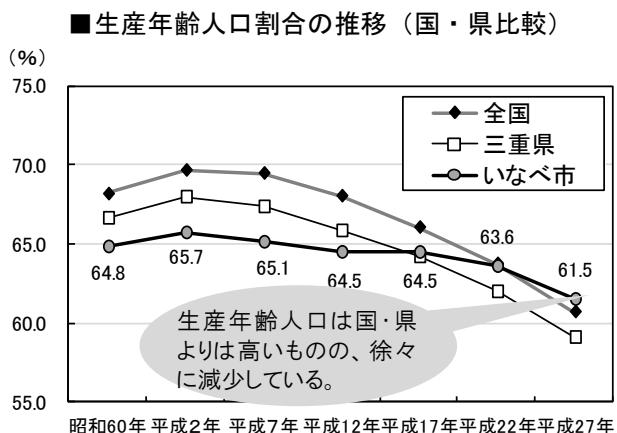
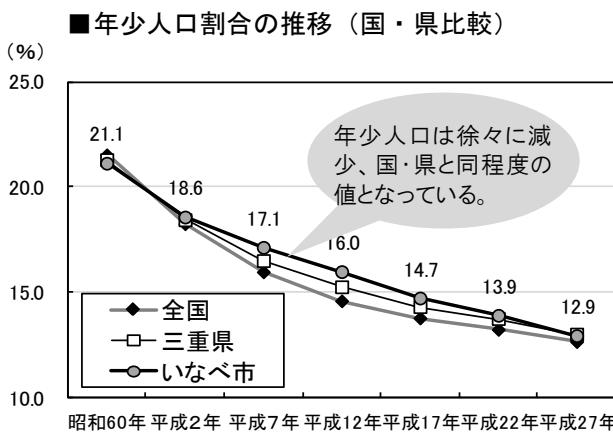
高齢化率は、平成28年で25.9%となっており、平成23年と比較して3.0ポイント増加しています。

■年齢別人口の推移



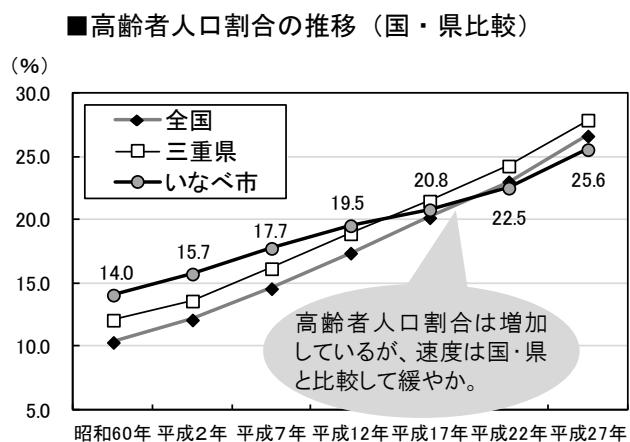
資料：住民基本台帳（各年10月1日）

年齢3区分別の人口割合をみると、全国的な傾向と同様に、少子高齢化が進んでいることが分かります。生産年齢人口は、市内への企業の立地が進んできていたことから横ばいで推移していたものの、近年は減少しています。



資料：国勢調査

資料：国勢調査



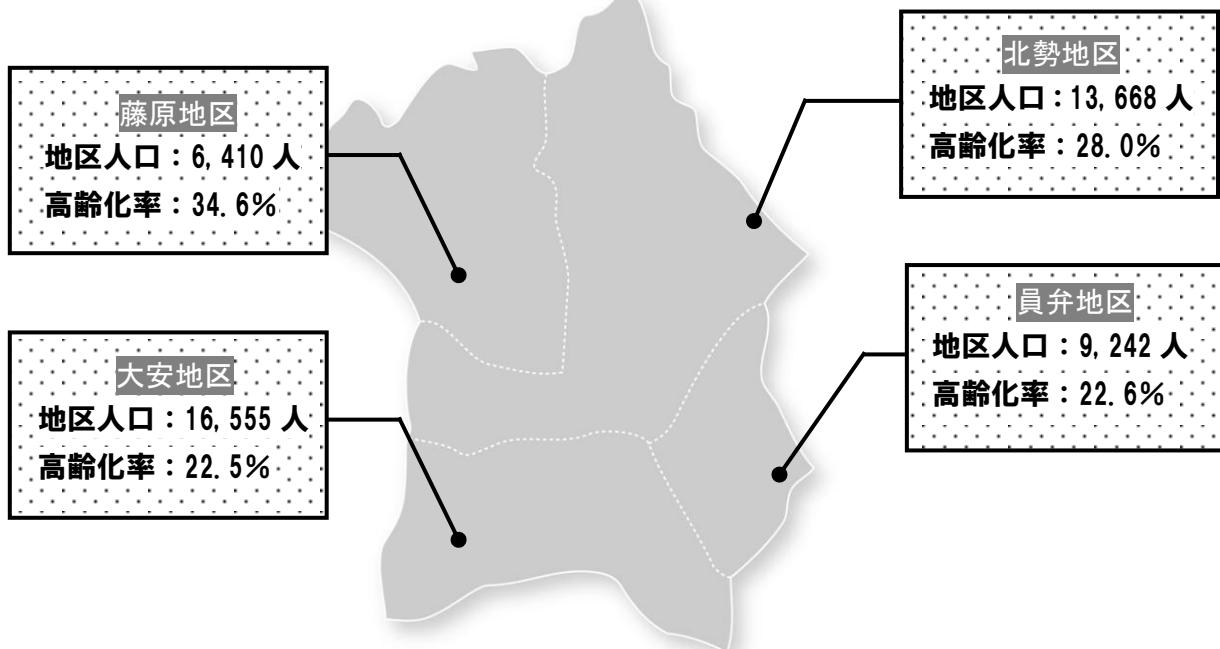
資料：国勢調査

※年少人口：15歳未満人口 生産年齢人口：15～64歳人口 高齢者人口：65歳以上人口

(2) 地区別の状況

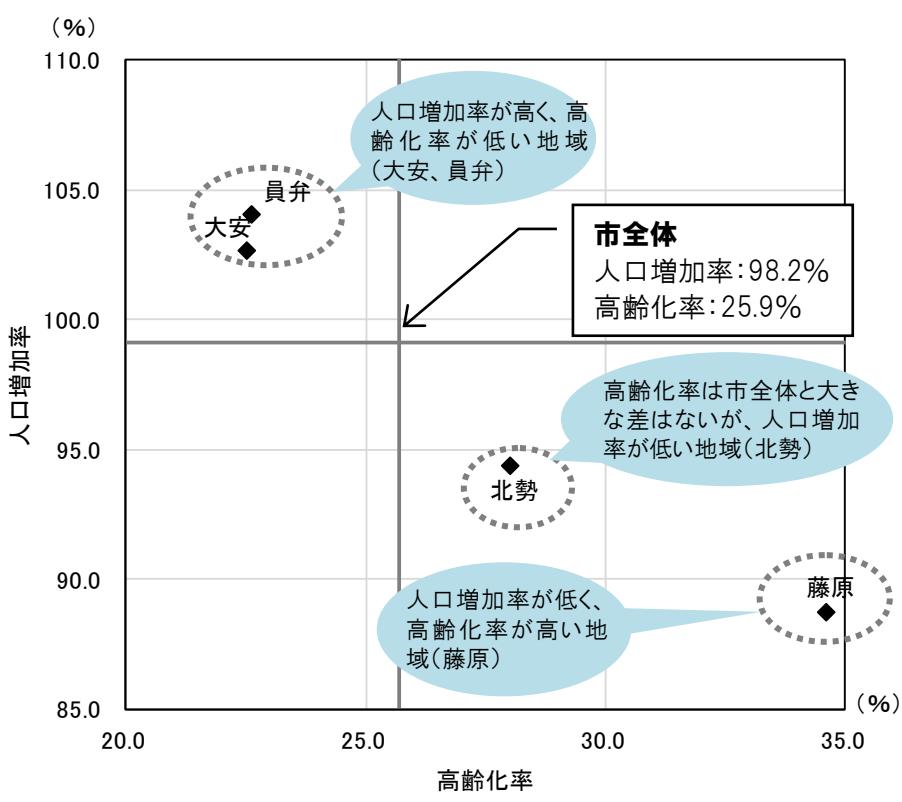
人口の状況を地区別でみると、人口増加率の高い員弁地区や大安地区で高齢化率が低く、人口増加率の低い北勢地区や藤原地区で高齢化率が高くなっています。

■地区別人口の状況



資料：住民基本台帳（平成28年10月1日現在）

■地区別の人団増加率と高齢化率の関係（H19-28）



資料：住民基本台帳（10月1日現在）

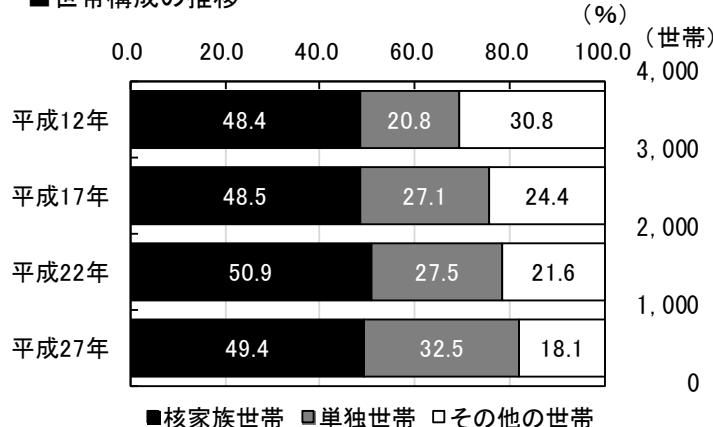
(3) 世帯の状況

いなべ市の世帯構成をみると、核家族世帯や単独世帯の割合が高まっており、世帯規模が縮小化しているのがわかります。

高齢者世帯は増加し続けており、今後も高齢化率の上昇により、増加していくことが見込まれます。

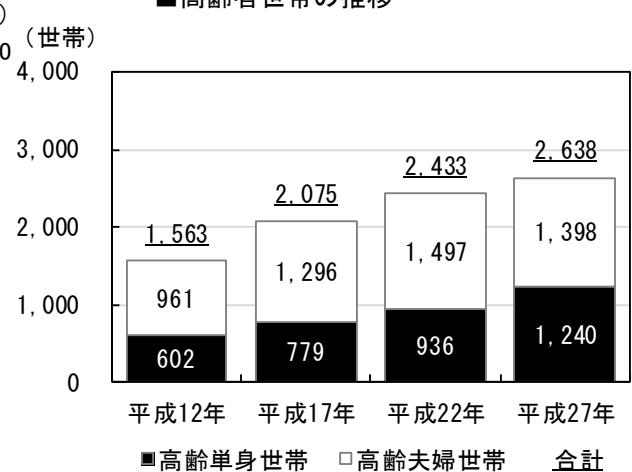
母子世帯は増加傾向にあり、ひとり親世帯への支援が求められます。

■世帯構成の推移



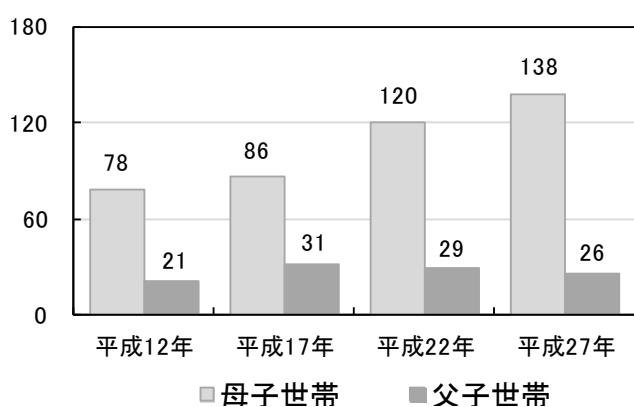
資料：国勢調査

■高齢者世帯の推移



■ひとり親世帯の推移

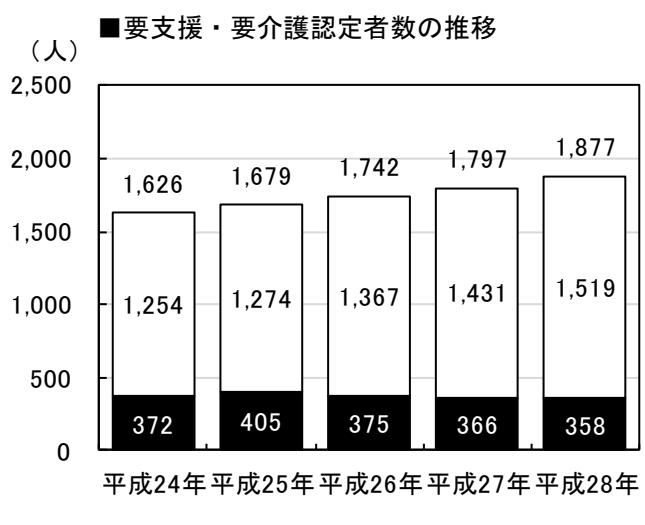
(世帯)



(4) 支援が必要な人の状況

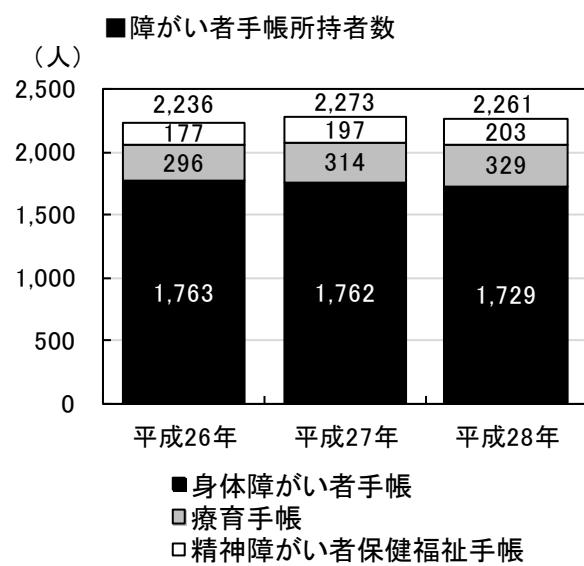
高齢化の進行に伴い要支援・要介護認定者数が増加しています。また、障がいのある人も増加しています。

低迷する経済情勢から生活困窮者、生活保護受給者数及び世帯数が増加しています。



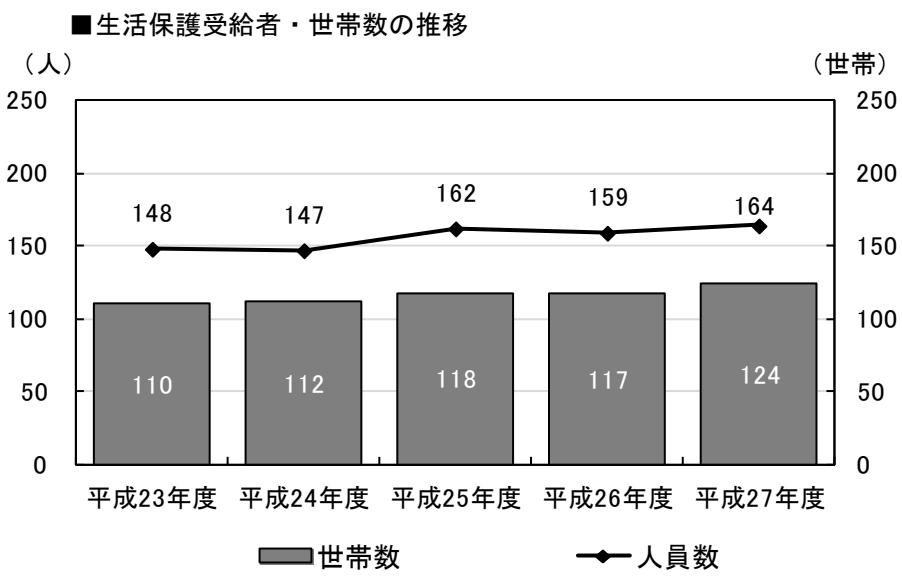
■要支援認定者数 □要介護認定者数

資料：介護保険事業状況報告（各年4月1日現在）



■身体障がい者手帳
□療育手帳
□精神障がい者保健福祉手帳

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）



資料：社会福祉課（各年度月平均）

2. アンケート調査

(1) 市民アンケート調査の概要

本調査は、20歳以上の市民2,000人を対象に実施し、市民の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、意見、提言を抽出し、本計画策定の参考資料とするために実施しました。

- ・調査地域：いなべ市全域
- ・調査対象者：いなべ市在住の20歳以上の市民2,000人
- ・調査期間：平成28年1月28日～2月12日

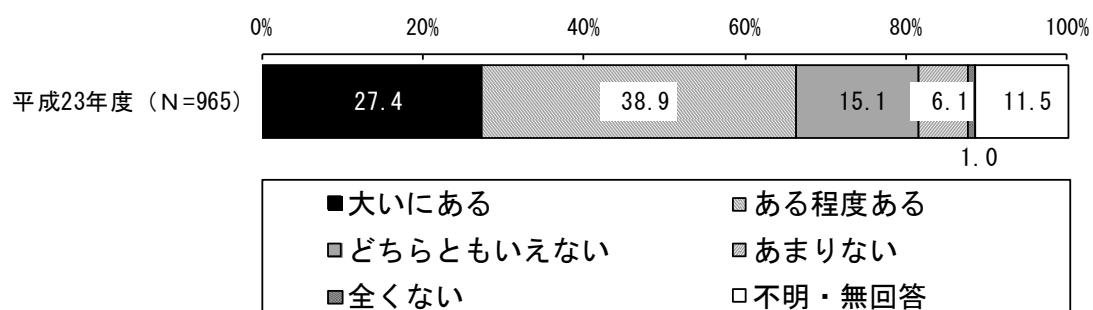
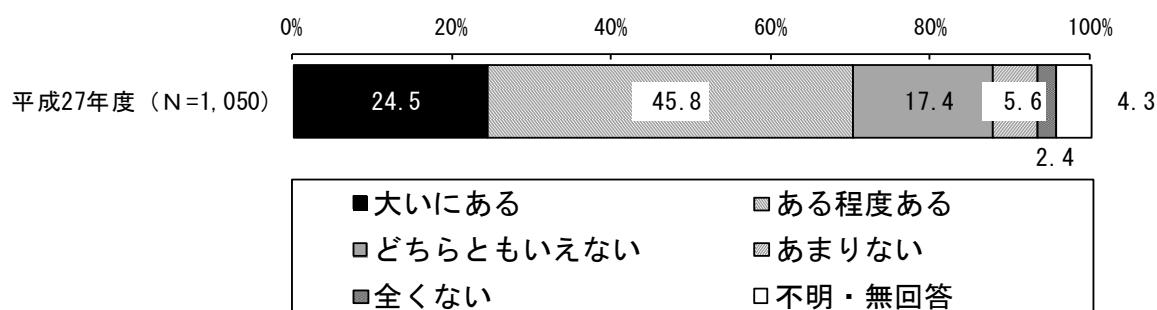
■配布回収数

配布数	回収数	回収率
2,000件	1,050件	52.5%

①地域への愛着について（単数回答）

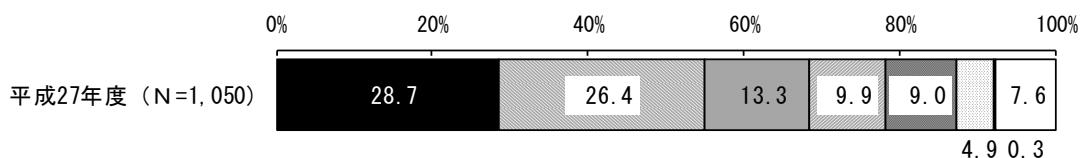
今住んでいる地域への愛着について、「大いにある」が24.5%、「ある程度ある」が45.8%で、合わせて70.3%となっています。また、「あまりない」が5.6%、「全くない」が2.4%で合わせて8.0%となっています。

また、「大いにある」「ある程度ある」を合わせた割合が、平成23年度と比較し、4.0ポイント高くなっています。



②近所付き合いについて（単数回答）

近所付き合いについて、「たまに立ち話をする程度」が28.7%と最も高く、次いで「会えればあいさつをかわす程度」が26.4%となっています。



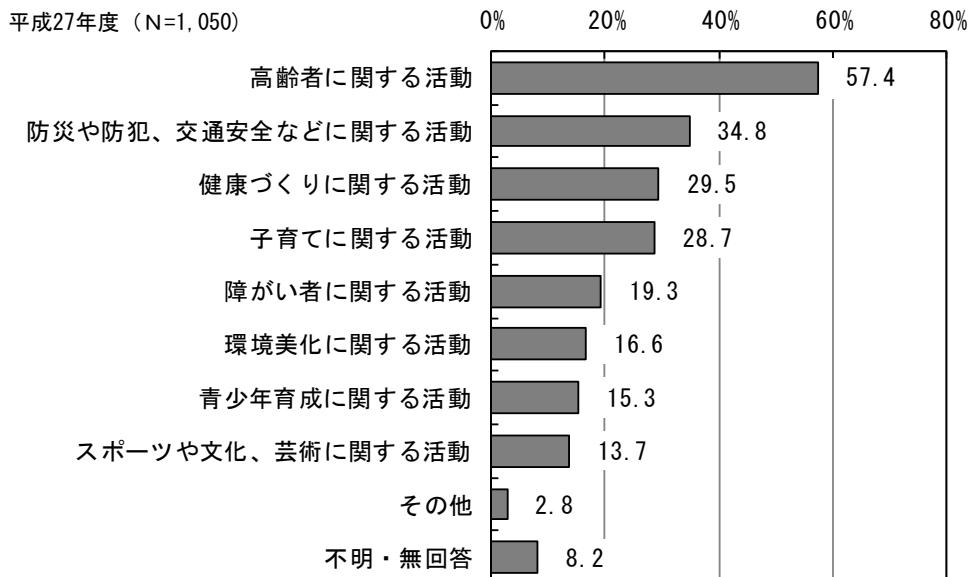
- たまに立ち話をする程度
- 会えればあいさつをかわす程度
- 常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある
- 困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする
- 一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう
- 付き合いがほとんどない
- その他
- 不明・無回答

クロス集計（居住地区別）

	単位：%							
	常日ごろから、家族ぐるみの付き合いがある	困つたりする	一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう	たまに立ち話をする程度	会えればあいさつをかわす程度	付き合いがほとんどない	その他	不明・無回答
全体 (N=1,050)	13.3	9.9	9.0	28.7	26.4	4.9	0.3	7.6
【居住地別】								
藤原地区 (N=156)	17.9	14.1	9.0	28.2	18.6	3.2	0.0	9.0
北勢地区 (N=306)	12.7	10.5	10.1	28.4	23.5	5.6	1.0	8.2
大安地区 (N=369)	11.1	9.2	7.9	27.4	31.4	6.2	0.0	6.8
員弁地区 (N=203)	14.3	7.4	7.4	32.5	28.6	3.0	0.0	6.9

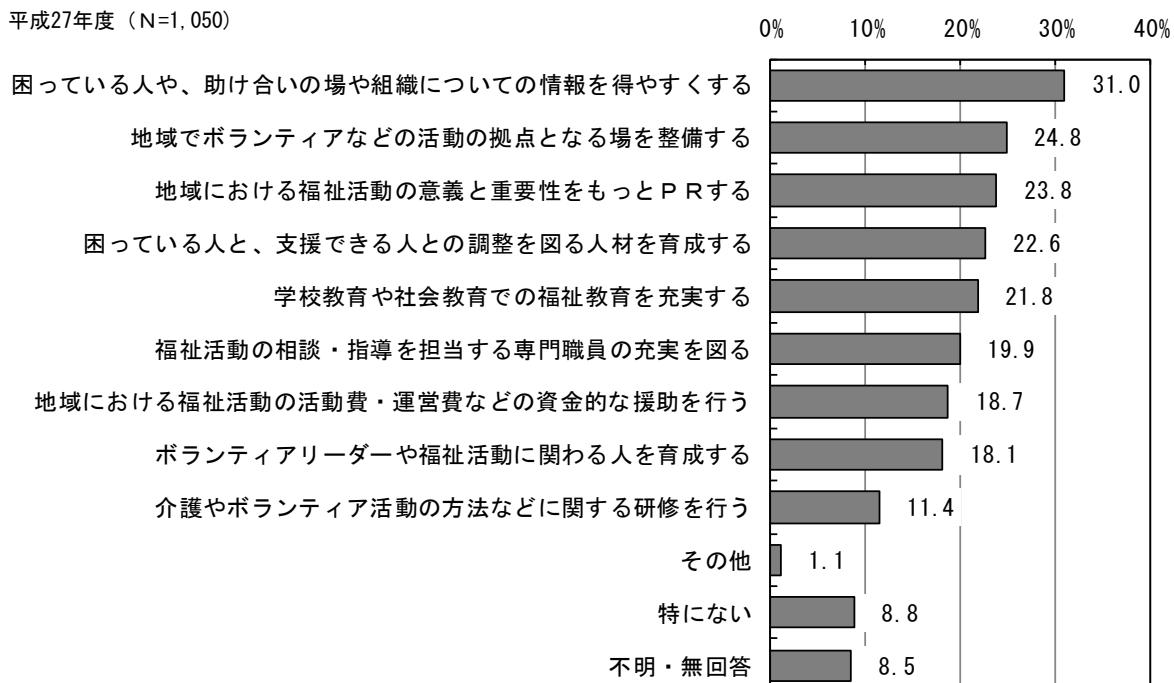
③今後必要な地域活動について(複数回答)

いなべ市に今後必要な地域活動について、「高齢者に関する活動」が 57.4%と最も高く、次いで「防災や防犯、交通安全などに関する活動」が 34.8%となっています。



④地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについて(複数回答)

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについて、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が 31.0%と最も高く、次いで「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が 24.8%となっています。



(2) 活動主体者アンケート調査の概要

本調査は、ボランティアをはじめとする地域で活動されている人を対象に、活動の状況や課題等をお聞きするとともに、意見、提言を抽出し、本計画策定の参考資料とするために実施しました。

- ・調査地域 : いなべ市全域
- ・調査対象者 : いなべ市在住の活動主体者 266 人
- ・調査期間 : 平成 27 年 10 月 28 日～11 月 30 日

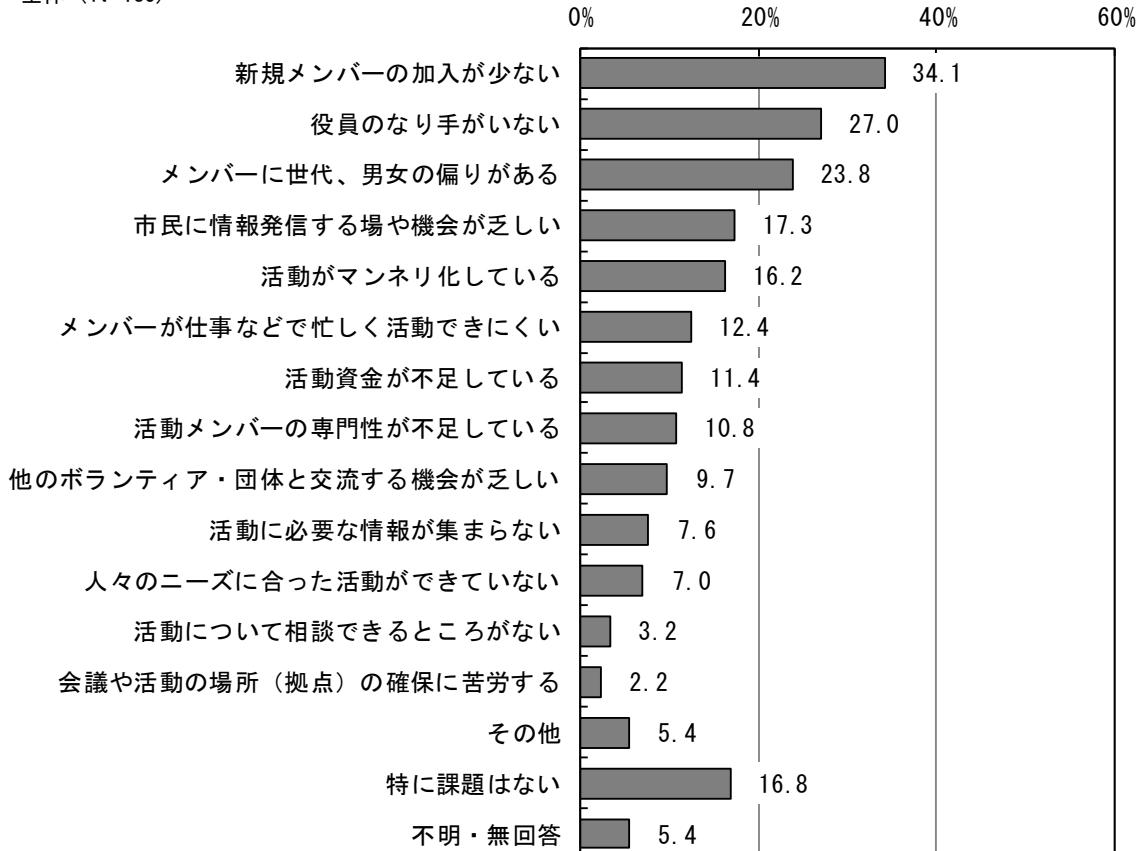
■配布回収数

配布数	回収数	回収率
266 件	185 件	69.5%

①現在の活動上の課題について（複数回答）

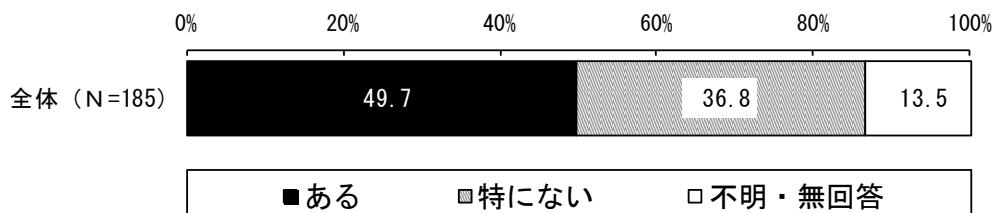
現在の活動上の課題について、「新規メンバーの加入が少ない」が 34.1% と最も高く、次いで「役員のなり手がない」が 27.0% となっています。

全体 (N=185)



②今後、地域活動の中で連携をとりたい組織・団体の有無について（単数回答）

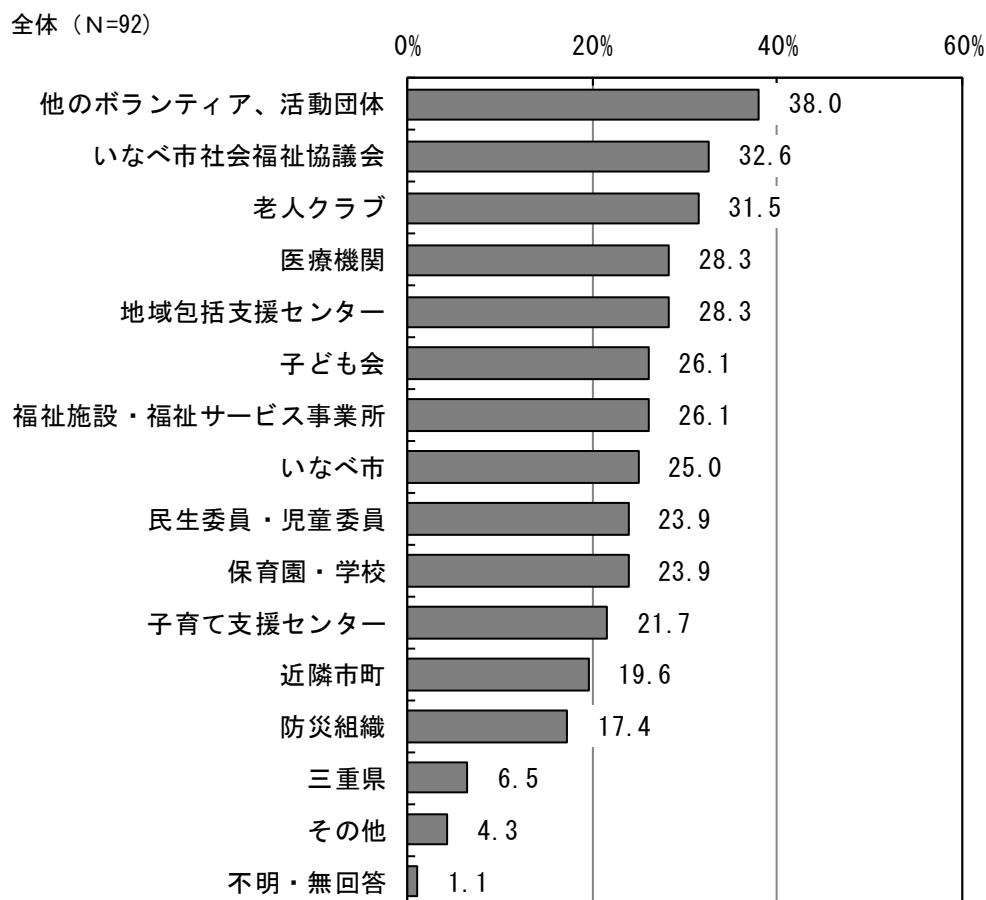
連携をとりたい組織・団体について、「ある」が49.7%、「特にない」が36.8%となって います。



<「ある」と回答した方>

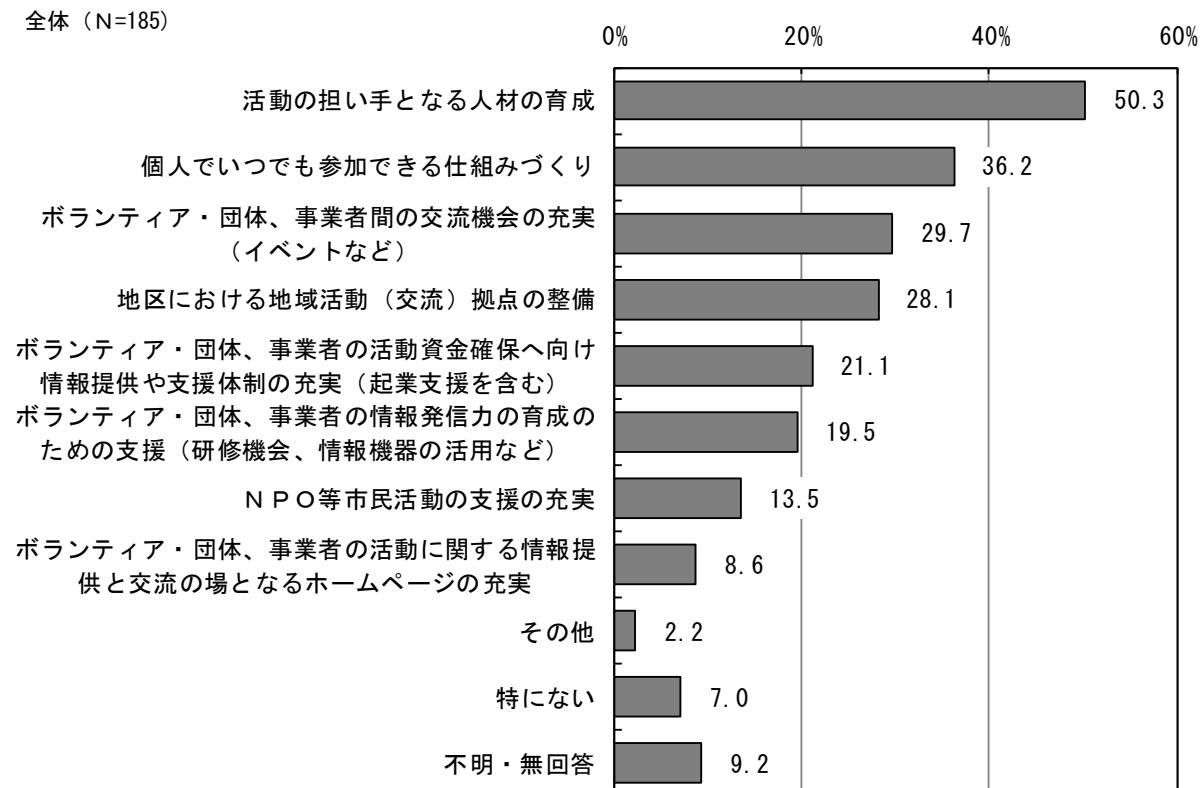
②-1 これから連携していくたい組織・団体について（複数回答）

これから連携していくたい組織・団体について、「他のボランティア、活動団体」が38.0%と最も高く、次いで「いなべ市社会福祉協議会」が32.6%となっています。



**③今後、地域活動をさらに活性化させるために、行政が取り組むべき施策について
(複数回答)**

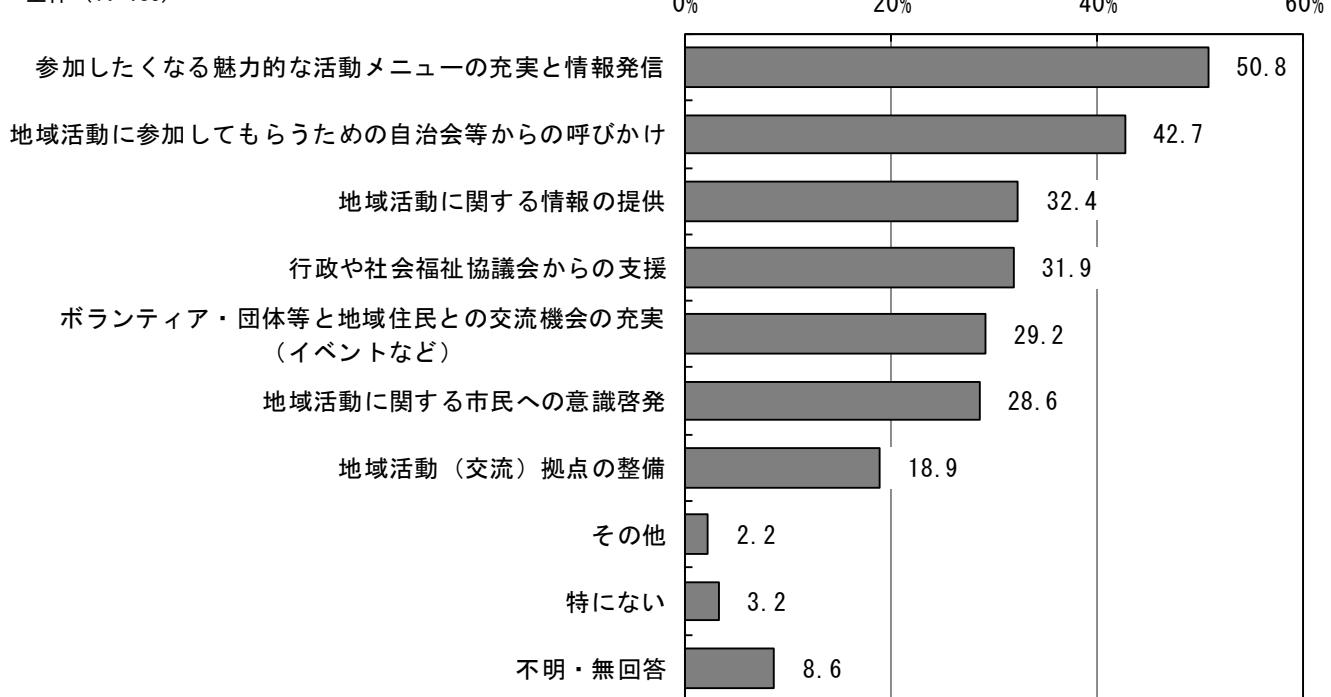
行政が取り組むべき施策について、「活動の担い手となる人材の育成」が50.3%と最も高く、次いで「個人でいつでも参加できる仕組みづくり」が36.2%となっています。



④地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るために必要なことについて（複数回答）

地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るために必要なことについて、「参加したくなる魅力的な活動メニューの充実と情報発信」が 50.8%と最も高く、次いで「地域活動に参加してもらうための自治会等からの呼びかけ」が 42.7%となっています。

全体 (N=185)



3. 活動主体者ワークショップ

(1) ワークショップの概要

① 開催の目的

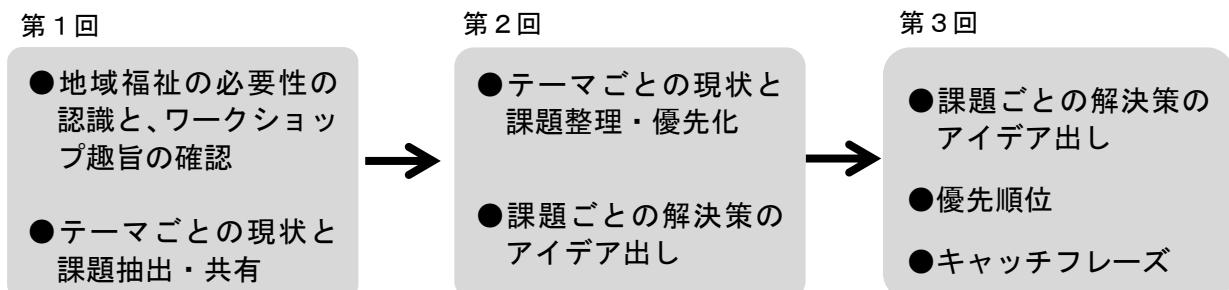
課題の抽出及び方向性の共有を行い

いなべ市における「地域福祉活動」の活性化に向けた機会とする

ワークショップは、地域で活動している方々に福祉課題や自分たちにできることを話し合っていただき、本計画策定の参考資料とするために開催しました。

- ・参加者 : 17名
- ・所属団体 : 自治会連合会、民生委員・児童委員協議会、男女共同参画推進委員会、メシェレいなべ、だいふくの会、老人クラブ連合会、障がい者自立支援協議会、こどもばれっと
- ・実施日 : 平成28年4月7日(木)、4月28日(木)、5月30日(月)

■全3回のフレームワーク



■ワークショップの様子



② 結果概要(課題抜粋)

テーマ	項目	課題
地域福祉を担うひとづくり	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ●読みたく、見たくなるような広報誌づくり ●参加への声掛け方法 ●各種団体の活動内容の周知
	組織・人のつながり	<ul style="list-style-type: none"> ●団体、組織の横のつながりの強化 ●ひとづくりのための情報交換の場所づくり ●住民一人ひとりの顔が見えるような自治会活動の推進
	担い手の発掘・育成 (福祉教育)	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉体験実施後の活動、支援体制づくり ●新たなボランティア活動者・支援者の発掘、育成 ●活動しようとする人がいない、少ない ●他の雑用が多く、活動への参加が難しい
	リーダーの発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ●次期リーダーになる人の育成体制づくり ●活動の働きかけをする人がいない、少ない
	参加者の固定化 若い人の参加	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアに関わる年齢層が限られている ●幅広い年齢層からのサポーターの発掘(福祉の勉強も兼ねながら)
	男性の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●活動場所、領域の拡充 ●男性が参加しやすい環境づくり
	自治活動における女性の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性が自治活動に参加しやすい環境づくり
ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり	資金調達、活動場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●活動していく上での資金調達
	交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●老人クラブで「ふれあいサロン」から「ミニサロン」を立てて、少人数で集まれる場所づくり ●ミニサロンから見守り隊のような活動の推進 ●老人クラブ以外での地域交流の減少、参加者の固定化 ●ボランティアに関わってもらう人を探す方法

テーマ	項目	課題
ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり	地域ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●老人クラブとの密接な関係づくり ●ネットワークづくりに必要な人脈、信頼環境づくり ●ふれあいサロンや元気クラブの活動への参加者の減少 ●地域での近所付き合いが薄くなり、困っていても気付かない（見守りネットワークの充実） ●介護予防を促進させる仕組みづくり ●認知症の方への対応
	情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉団体と情報交換できる行政の仕組みづくり ●自治会との情報交換 ●社協・地域包括支援センター等の活動が多く市民に知られていない ●広報活動の工夫（インターネットやイラストの活用）
	相談ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●行政の窓口の改善。相談する課や部が複雑で、市民が混乱している ●総合相談窓口（多くの課題がある人、介護、障がい、困窮等）づくり ●相談する弱者に対する温かい対応 ●経済的な問題やひきこもりなど、相談しにくい内容の相談体制づくり ●市民活動団体の力の活用
	課題に合わせたネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●課題をその機関だけで解決できない時、大きなネットワークで解決できる体制づくり（外国の方のゴミ出し、年少者のうつ病など）
	高齢化・担い手不足	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者世帯の増加、定年延長による自治会活動への影響 ●消防団の団員不足 ●民生委員・児童委員の活動の範囲が広く、活動しきれていない

テーマ	項目	課題
安心して生活できる環境づくり	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが子どもらしく成長していくための環境づくり ●保育士不足の解消 ●〇歳児保育や延長保育の充実 ●急な病気やけがの時に相談できる人、または病院などを案内している掲示板、問合せ先がわからない（ダイヤルイン以外） ●もっと外遊びをさせたいが、安全な遊び場が少ない ●放課後の子どもの居場所が少ない（放課後児童クラブ以外の子どもたちが過ごせる場所）
	居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地元のスーパーがなくなり、集える場が少なくなった ●自由に出入りでき、楽しめる場所づくり ●地元の悩みを共に話すことができる・共有できる場所、相談会の開催 ●介護保険制度改正による居場所の確保
	地域活動へ参加できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●何か活動したいと思っても、どのような活動があるのかわからない ●仕事、家事、育児等が忙しすぎて、時間がとれない ●若い青年たちの活躍の場所づくり（シルバー人材センターの若い人たち版） ●支え合いのシステムづくり。「自助」「互助」「共助」「公助」の連携づくり
	制度の狭間にいる方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者が抱える問題の多様化と支える社会資源不足 ●制度の狭間にいる方への相談支援窓口づくり ●制度の狭間にいる方の就職支援
	ひきこもり支援	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者家族の相談窓口 ●高齢者のひきこもりに対する支援体制づくり ●当事者家族の高齢化。各世代別の支援体制づくり ●現状把握の実施 ●身近な自治会にますお世話になり、近くの方々と力を合わせ、表に出られやすい環境づくり ●個人情報管理に柔軟さを持たせていく
	移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●タクシー利用の活性化 ●高齢者がふれあいの場に行く時の交通手段が少ない ●福祉バスの停車場所が少ない

テーマ	項目	課題
安心して生活できる環境づくり	障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ●各事業所（施設）のネットワークづくり ●障がい者のサービスの利用ができない。資源が限定的 ●医療との連携、ショートステイの利用 ●障がい者雇用、ジョブコーチによる支援
	メンタルヘルス	<ul style="list-style-type: none"> ●自殺者数が横ばい（全国では減少傾向） ●心を病む方が増加
	地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家が目立つようになり、生活環境が悪くなってきている ●隣同士の関係を少しでも豊かにする ●高齢者（ひとり住まいの人）が、身内の人とのところへ引っ越していくのが多くなってきた

※ワークショップでだされた事業アイデアは第5章に掲載しています。

第4章 計画の基本理念等

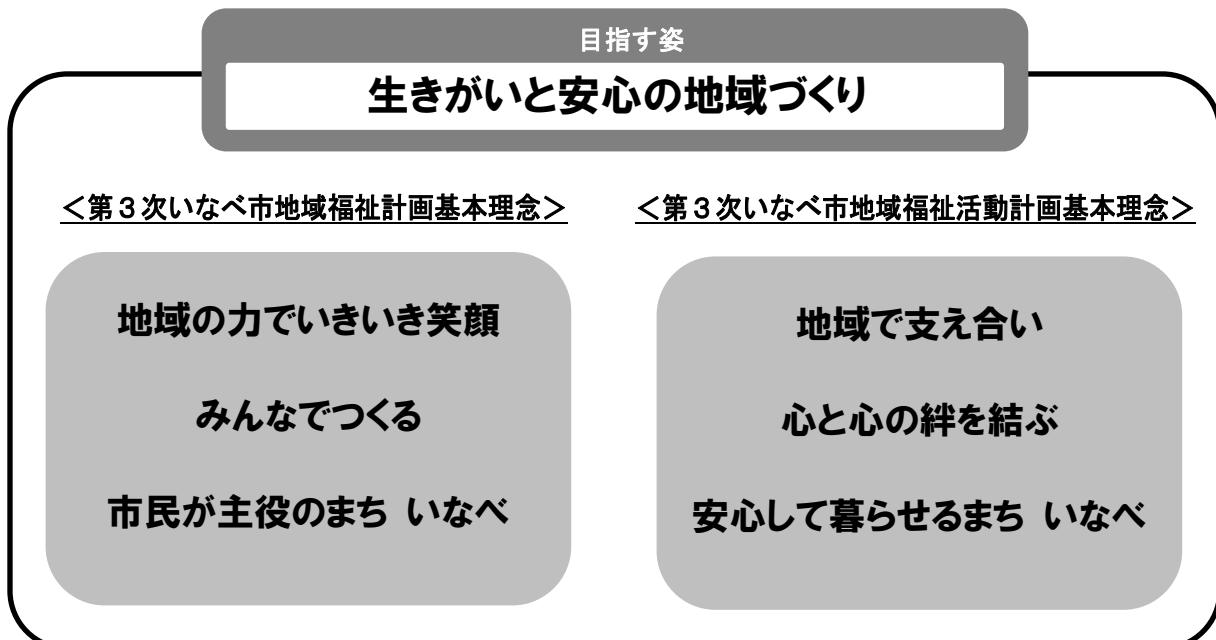
1. 目指す姿と基本理念

本市では、第2次いなべ市総合計画において「いきいき笑顔応援のまち」を基本理念とし、福祉分野の基本目標を「生きがいと安心の地域づくり」と定め、多様な地域資源を最大限に活かし、市民が主役の個性輝くまちづくりを進めています。

本計画においては総合計画の基本理念及び基本目標と整合を図りながら、市民の主体的なまちづくりへの参画を通して、いなべ市に住むすべての人々が地域の中で自分らしくいきいきと笑顔で暮らすことができ、地域の誰もが主役となる、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

そこで、本計画の目指す姿を「生きがいと安心の地域づくり」と定めます。また基本理念については、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の前回計画から踏襲し、以下のように定めます。

■本計画の目指す姿と基本理念

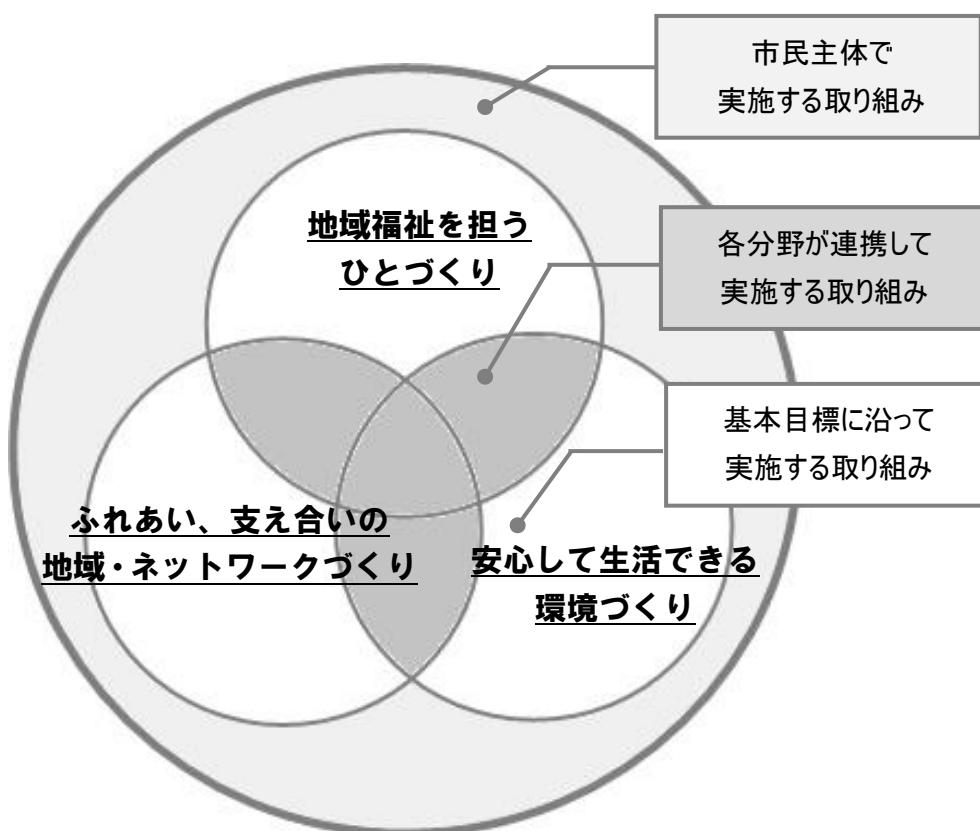


2. 基本目標

本計画の「目指す姿」と「基本理念」を実現していくために3つの基本目標を設定します。

第2次いなべ市地域福祉計画から基本目標を踏襲するとともに、地域福祉計画及び地域福祉活動計画が互いに整合を図りながら各施策を効果的に推進するものとします。また、各基本目標に沿って実施する取り組みと各分野が連携して実施する取り組みを行政や社協を中心となり推進するとともに、市民や地域が実施する取り組みの相乗効果により、いなべ市における地域福祉の拡大を目指します。

■基本目標の推進イメージ



（1）地域福祉を担うひとづくり

地域福祉の推進にあたっては、市民が主体的に福祉に関心を持ち、互いに協力しながら取り組むことが必要です。

活動主体者アンケート調査では、活動上の課題について、「新規メンバーの加入が少ない」が最も高くなっています。行政が行う必要がある取り組みとして「活動の担い手となる人材の育成」「個人でいつでも参加できる仕組みづくり」が高くなっています。また、活動主体者ワークショップにおいても「参加メンバーの固定化」「リーダーの発掘・育成」等が課題として挙げられています。

今後は、活動主体者への支援や担い手の拡大を図るために関連機関と連携して、人材育成に努めるとともに、市民が主体的に活動できるよう、情報提供体制の構築を図ります。

（2）ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり

本市においては、ふれあいサロンや元気づくりシステム等の取り組み等の地域主体のネットワークづくりを推進しています。しかし、活動状況や近所付き合いには地域差があり、地域の状況や課題に応じたネットワークづくりが求められています。

今後は、既存の活動やサービス、人的資源をつなげることで、高齢者や障がい者、子ども等すべての人々が支え合いながら、いきいきと暮らせるよう重層的なネットワークによる地域包括ケアシステムの充実を目指します。

（3）安心して生活できる環境づくり

生活上の問題を解決・改善し、地域における自立した生活を支援していくためには、健康や福祉サービス、子育て支援等、日常生活における様々な支援を充実していくことが必要です。

本市においては、「生活困窮者自立支援事業」や「いなべ市介護予防・日常生活支援総合事業」等、様々な福祉ニーズに対応する取り組みを推進しています。しかし、日常生活におけるちょっとした困り事や生活困窮者・ひきこもりの支援などの、従来の分野別の福祉では対応が難しい「制度の狭間」といわれる複雑な生活課題等に応じた支援が求められており、安心して生活できる環境づくりを推進する必要があります。

行政や社協、各関連機関との連携を強化し、地域と協働しながら誰もが安心して暮らせるよう支援します。

3. 本計画で取り組む重点ポイント

いなべ市における地域福祉をより効果的に推進するために、各施策を横断的に踏まえる視点として重点ポイントを設定します。

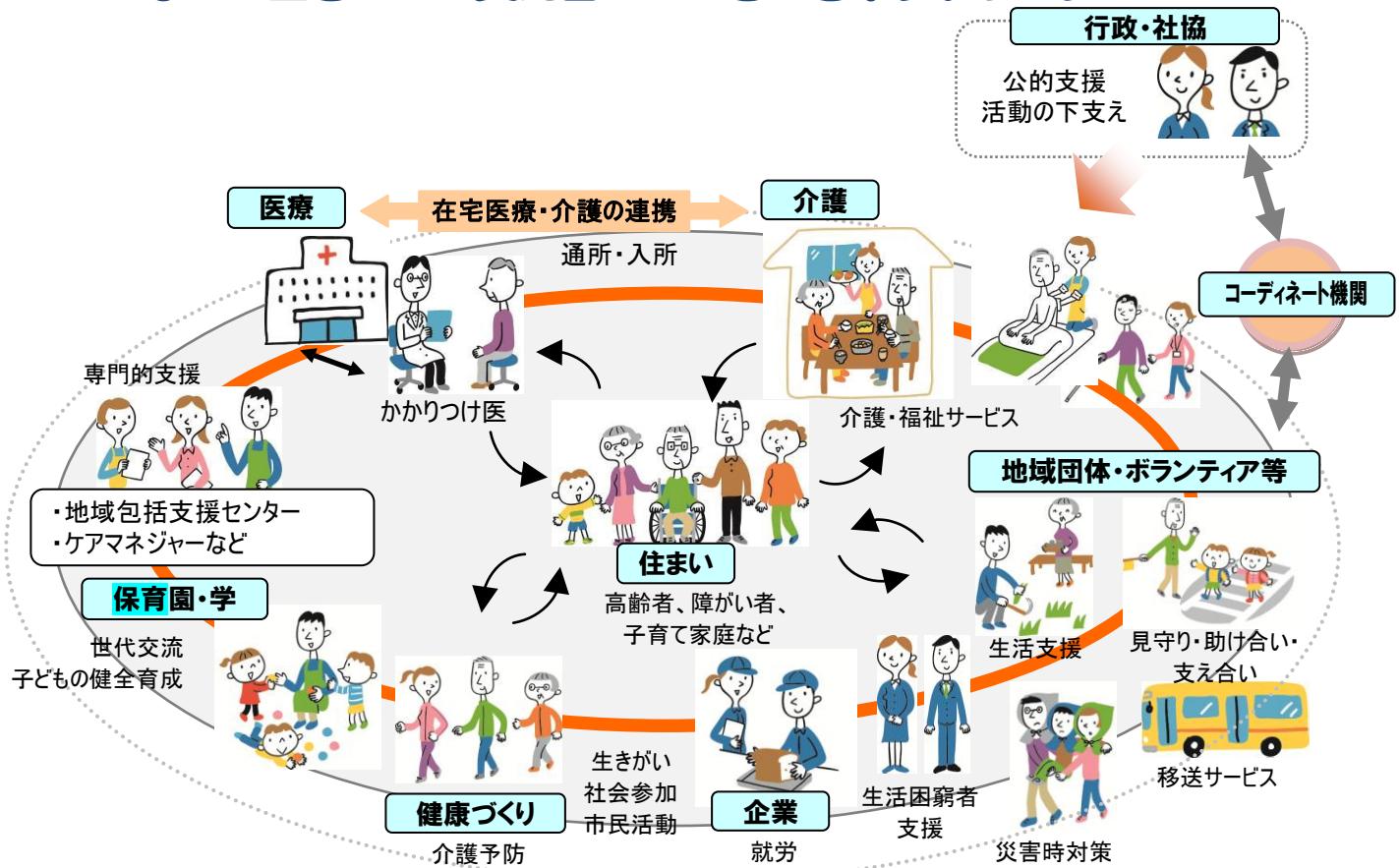
(1) 地域包括ケアシステムとの連動

団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれます。国では医療・介護連携、地域の「互助」の取り組みの活性化などが進められており、地域における生活機能を高めていくという点で、地域包括ケアシステムにおける「地域づくり」としての意味合いがより強調されています。また、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」では高齢者や障がいのある方、子育て家庭、生活困窮者等の地域住民が必要に応じた支援を受けつつも役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しており、地域が担う役割はより大きくなっています。

今後は、現在取り組まれている活動やサービス、人的資源をつなげ、いなべ市全体で地域包括ケアシステムを充実していくことが必要です。そして、「自助」「互助」「共助」「公助」が効果的に機能し、市民が安心していきいきと暮らせる地域づくりを目指します。

■目指すべき地域の姿（イメージ）

いなべの生きがい・支え合い・いきいきネットワーク



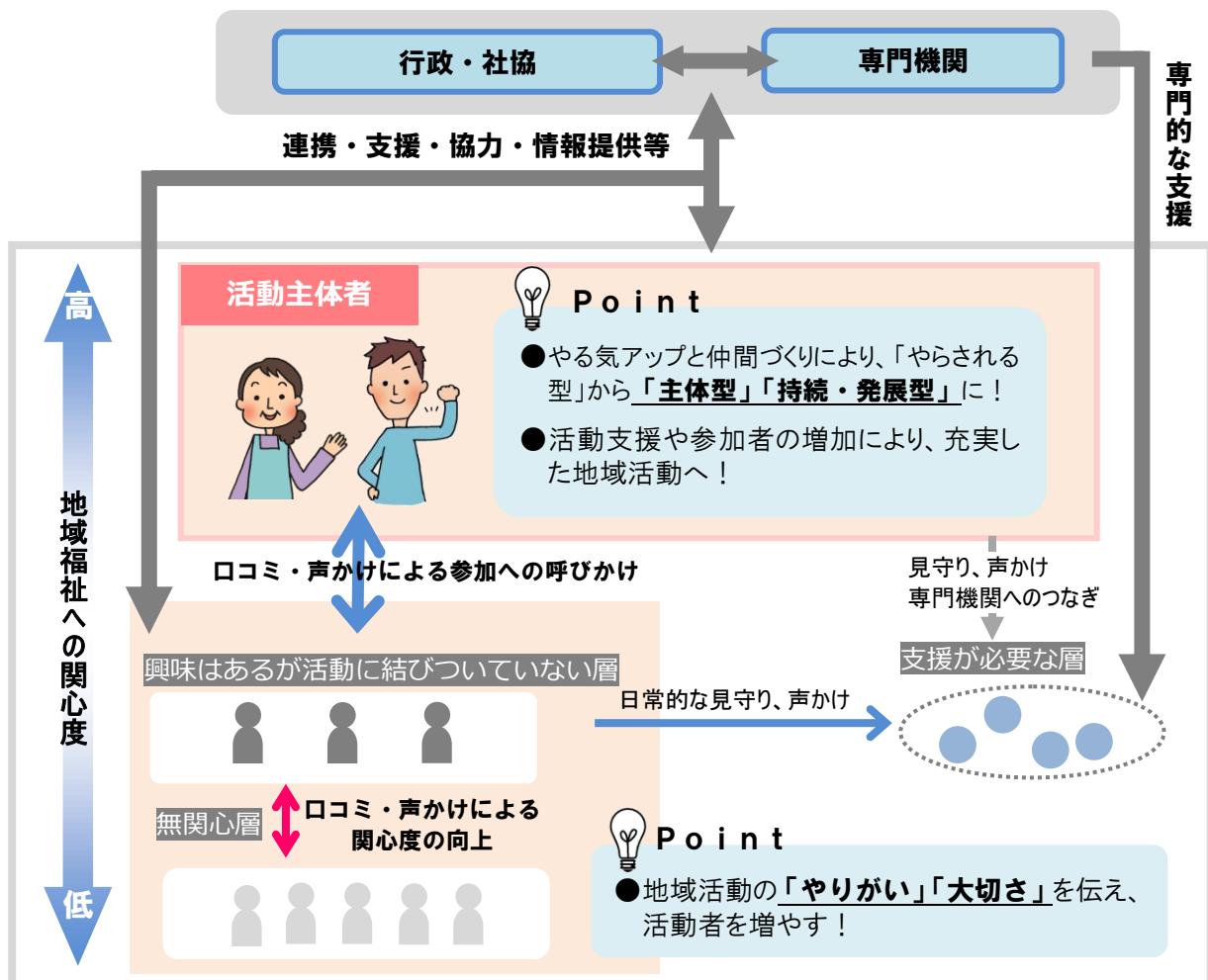
(2) 活動主体者への支援及び担い手の拡大

いなべ市では、高齢者の元気づくりへの取り組みや、小学校を拠点としたボランティア組織の構築など地域と行政、社協の連携・協力による地域福祉の取り組みが進んできています。

しかし、少子高齢化や人口減少の進行、地域のつながりの希薄化により、地域活動をする人自体が減少しています。そのような中で、地域福祉を実際に進めていく活動者の主体的・持続発展的な取り組みへの支援や、活動の担い手の裾野を拡大していくための支援が大切となります。

行政と社協、医療機関等の専門機関と地域が互いに連携することで、地域活動の充実を図ります。そして、地域の主体的な活動により、支援の受け手はもちろん担い手にとっても“夢や希望”が持てる地域づくりを目指します。

■活動主体者への支援及び裾野の拡大イメージ



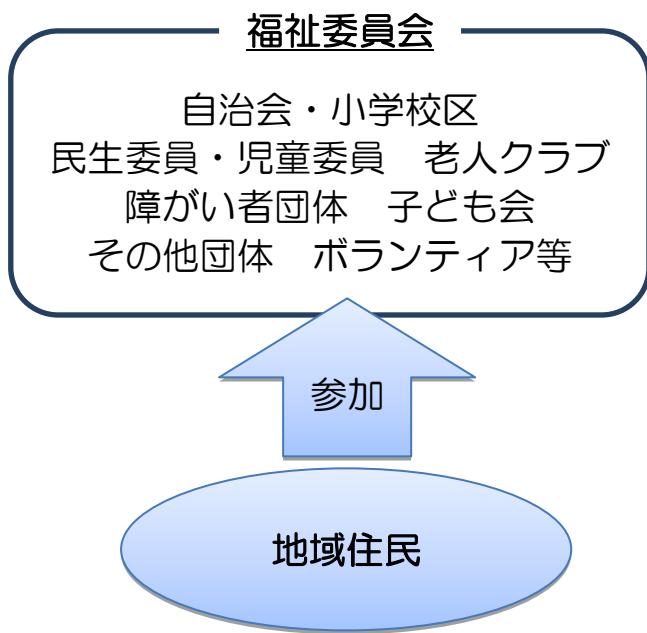
(3) 地域における互助力の強化

いなべ市では、高齢者見守りネットワークなどの課題に対応したつながりづくりや、生活支援コーディネーターの配置による団体間のつながりづくり等、様々なネットワークの構築を進めています。

しかし、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、従来の分野別の福祉では対応できない生活課題も顕在化するようになってきており、いなべ市全体でそうした課題に対応していくためには、より身近な単位でのネットワークの構築が求められます。

現在、いなべ市では、概ね自治会から小学校区を単位として、地域のさまざまな団体（自治会、老人クラブなど）、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成される福祉委員会の設置を推進しています。福祉委員会では地域住民同士が自分たちの住む地域の福祉課題や困りごとを自分たちの問題として受け止め、解決に向けて協議し、取り組みを推進します。そして、身近なネットワークの構築により互助機能の強化を推進します。

■福祉委員会の組織図



■福祉委員会の様子



4. 施策体系図

目指す姿	基本理念	基本目標	基本施策
生きがいと安心の地域づくり	第3次地域福祉活動計画 「地域で支え合い 心と心の絆を結ぶ みんなでつくる 安心して暮らせるまち 市民が主役のまち いなべ」	<p>1 地域福祉を担うひとづくり</p> <p>2 ふれあい、支え合いの 地域・ネットワークづくり</p> <p>3 安心して生活できる環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域を支える担い手の発掘・育成 (2) 人権・福祉教育の推進 (3) 地域を伝える情報提供体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 支え合いのまちづくり (2) 地域交流の促進 (3) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進 (4) 総合的な相談支援体制の整備 (5) 防犯・防災体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりの推進 (2) 日常生活への支援 (3) 福祉サービスの充実 (4) 権利擁護の推進 (5) 生活困窮者支援の充実

第5章 施策の展開

1. 地域福祉を担うひとづくり

(1) 地域を支える担い手の発掘・育成

現状・課題

社会情勢の変化、ライフスタイルの多様化により、地域での顔のみえる関係や地域交流が希薄化してきています。このような現状だからこそ、行政主体のまちづくりから地域住民主体のまちづくりに転換し、より一層地域住民の積極的な社会参画が求められています。

本市では、福祉への关心や地域への愛着は高まりつつあり、地域活動が活発に行われています。しかし、一方で活動主体者において新規メンバーの不足や役員のなり手がない等の課題を抱えており、地域を支える担い手の発掘・育成が必要となっています。

～市民の声～

地域活動は楽しく行うことで、長く続くようにしていきたい
(活動主体者アンケート)

ボランティアや奉仕活動を無理のない(負担にならない)範囲で参加し、助け合い関わり合う社会をつくることが大切だと思う
(市民アンケート)

今後の担い手として、地域活動に関わっていく人材の育成が大切だと思う
(市民アンケート)

※<具体的な取り組み>の表内に「★」が記載されている取り組みは新規事業を表しています。
(以下、同様)

主な取り組み

行政の取り組み

- 地域でボランティア意欲のある人たちが活躍できる場の創出と、横のつながりづくりを行っていきます。
- ボランティアを始めるきっかけとなるような講演会を開くなど、市民の方を対象に呼びかけを進めます。
- 地域といっそうの連携を深め、さらなる取り組みの充実を図るための人材育成及び発掘を行います。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
1	市民活動啓発事業の推進	市民活動室
2	手話奉仕員養成講座の開催	社会福祉課
3	食生活改善推進員養成講座の開催及び食生活改善推進協議会・会員育成講座の開催	健康推進課
4	認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座の開催	長寿福祉課 地域包括支援センター

社会協の取り組み

- 個人活動者も含め、市民活動をコーディネートできるシステムを構築します。
- 各種団体と連携し、情報交換や地域資源の把握を行う場を定期開催し、活動者同士の交流を促します。
- 性別や年代、障がいの有無等に関わらず、積極的に活動できる環境づくりを行います。
- 定年前の世代が新たにボランティア活動に関われるきっかけづくりや、環境づくりを行います。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	「はじめてのボランティア体験」の実施
2	「ボランティアのつどい」「ボランティア団体代表者交流会」の開催

No.	取り組み内容
3	生活・介護支援サポーターのフォローアップの実施
4	民生委員・児童委員の地域支援力の構築や意識の向上のための支援
5	各種助成金の交付による活動団体への支援
6	共同募金活動を通した寄付文化の醸成

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 地域活動に関する情報収集や講座に積極的に参加する
- 知識や特技を活かして、楽しめる活動に参加する

地域の取り組み

- 隣近所で声をかけ合い、地域でできることを考える
- 活動状況を積極的に発信する

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- 人づくりのアイデアを公募する
- ボランティア団体等の交流会を実施する（行政・社協・団体）
- 地域の様々な活動を、できる限り多くの人に担ってもらう
（地域）
- ボランティア団体等の活動の場を学生や生徒の体験学習の場に位置づける（行政・社協・団体）

じっくり取り組むこと

- 情報誌 Link、社協だよりの更なる活用を目指す（行政・社協）
- 企業の社会貢献活動からボランティア、担い手へつなげていく（行政・社協・事業所・団体）
- 子ども連れて参加できるメニューを検討する（団体）

(2) 人権・福祉教育の推進

現状・課題

地域福祉を推進する上で、地域住民の理解と協力は欠かせないものになります。

本市では、学校教育基本方針の一つに「豊かな心・確かな学力・健やかな体の育成」を掲げておおり、学校と地域が一体となって取り組みを推進しています。

人権問題は多岐にわたっており、地域に根付いていくためには時間がかかります。メシエー
リイナベ等の関連機関・団体との連携を強化し、地域の理解を得ながら取り組んでいくこと
が必要です。

また、子どもの頃から福祉に対する理解を深め、実践につなげていくための福祉教育のよ
りいっそうの推進が必要です。

～市民の声～

L G B T 等のセク
シャルマイノリティの方たちも安心
して住めるまちを
つくって下さい
(活動主体者アン
ケート)

人権擁護委員とし
てできる範囲は限
定されているので、
その中で適切な活
動をしていきたい
(活動主体者アン
ケート)

地域の人の認知症に
についての理解が必要
だと思う
(活動主体者アンケ
ート)

主な取り組み

行政の取り組み

- 「人権啓発」を視点にしたイベントの開催や広報活動をとおして、それぞれの「地域交流活動」を着実に進めています。
- 関係機関との連携を強化しながら人権・福祉教育に取り組み、充実を図ります。
- 様々な人権課題についての研修機会の充実を行います。

＜具体的な取り組み＞

No.	取り組み内容	担当課
1	児童・生徒への福祉教育の充実	学校教育課
2	学援隊やコミュニティスクール事業による伝統・歴史の伝承活動を通じた学習の推進	学校教育課
3	小中一貫教育における人権教育カリキュラムの整備	学校教育課
4	教職員を対象とした、今日の人権課題についての研修機会の充実	学校教育課
5	地域交流活動の充実	人権福祉課
6	「愛と絆の映画館」事業の実施	人権福祉課
7	いなべ市民人権フェスティバルの開催	人権福祉課
8	広報活動の充実（人権に関する広報誌の発行）	人権福祉課

社協の取り組み

- 学校関係者に向けた福祉教育・体験のPR活動を充実させていきます。
- 社協出前講座の活用や地域福祉のテーマ「地域づくり」についてのフォーラムを開催するなど、幅広く福祉について学べる機会をつくります。
- 自治会等に対して福祉教育を行い、地域内での支え合い活動の必要性を伝え、活動につなげていきます。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	各地域のサロンを中心とした多様な出前講座の実施
2	市内の小学校・中学校・高校に対し、福祉協力校の説明や福祉体験の実施
3	地域福祉に関するシンポジウム、フォーラムの開催

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 地域福祉や人権問題に関心を持つ
- 関心のある講座等に参加する

地域の取り組み

- 学校等と連携し、活動状況の紹介や講座を開催する

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- ボランティア活動の必要性を具体的に示す（行政・社協・団体）
- 地域福祉の重要性を市民全体に充分知ってもらう（行政・社協）

じっくり取り組むこと

- 自治活動への参加を促すためには、魅力ある組織づくりが必要である（地域）
- 企業の社会貢献活動からボランティア、担い手へつなげていく（行政・社協・事業所・団体）

(3) 地域を伝える情報提供体制の整備

現状・課題

現在、制度や法律が目まぐるしく変化しているとともに、提供される福祉サービスも多岐にわたっています。多様化する福祉サービスの中から、自分に最も適したサービスを選択できるようにするために、効果的な情報提供体制の充実が求められています。

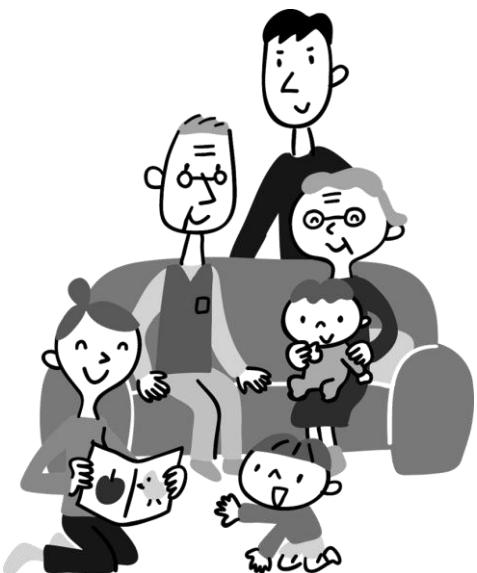
また、ボランティア活動や地域活動に関する情報を周知することにより、地域活動への参加を促進することが必要です。

～市民の声～

日頃から関わる専門部署から、ボランティアや民生委員・児童委員等への情報提供の必要性を感じる
(活動主体者アンケート)

集合住宅であるためか、「情報誌Link」と「社協だより」等の情報誌が配布されない
(市民アンケート)

サービスが充実していても、情報がないと知る機会もなく、ないのと同じだと思うので、知る機会を増やしてほしい
(市民アンケート)



主な取り組み

行政の取り組み

- 情報誌Link、市ホームページ、ケーブルテレビ等様々な媒体の内容を充実し、多くの方への情報提供を実施します。
- しおりや冊子等を電子データで管理し、常に新しい情報を提供できるように充実を図ります。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
1	様々な媒体を活用した情報提供の充実	広報秘書課
2	高齢者サービスのしおり・いなべ市内の事業所マップ(介護保険適用関係)等、福祉サービス情報冊子の充実	長寿福祉課 地域包括支援センター
★3	いなべ市・東員町在宅医療リスト、在宅介護リストの充実	長寿福祉課

社協の取り組み

- 各種媒体を活用し、実施事業及びサービスの周知を図ります。
- 従来の周知方法に加え、若い世代に届きやすい情報発信の検討を行います。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	社協だよりや情報誌Link、ボランティアセンターだよりを活用した情報発信の充実
2	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を活用した新たな情報発信の検討
3	年代や性別に応じた福祉啓発事業の推進

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 情報誌 Link や市ホームページ、社協だよりから情報収集に努める

地域の取り組み

- 情報発信の方法を工夫する
- 行政や事業所と連携し、最新のサービスや制度内容の共有を行う

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- いなべ 10、いなべ FM などの発信手段を活用する
(行政・社協・団体)
- 広報誌のモニターを募集して、改善点をフィードバックする
(行政・社協)

じっくり取り組むこと

- 誰でも目に触れる、読んでもらえる場所を発信先に選ぶ
(行政・社協)
- アイデアが必要(今の情報誌 Link や社協だより再考)。楽しさ、やりがい、ちょっとのぞいてみようかなど、情報誌やチラシを工夫する
(行政・社協)
- 効果的な情報発信のためには、発信情報の方法について各主体が協議する場を設ける
(行政・社協・団体)

2. ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり

(1) 支え合いのまちづくり

現状・課題

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て家庭、生活困窮者など、多様な課題を抱えた人たちがいます。そして、その悩みや課題は性別・年齢・家族構成や国籍などによっても様々であり、公的なサービス（公助）だけではなく、自助、互助、共助の視点による地域包括ケアシステムの構築が必要です。

本市では、地域や各種団体、専門機関等が連携し、地域住民相互による見守り活動やサロン活動を実施しています。これらの取り組みの充実を図り、支援を必要とする方々が安心して地域で暮らすことのできる体制づくりが求められます。

～市民の声～

地域全体（子どもから大人まで）で見守れる組織づくりが必要だと思う
(活動主体者アンケート)

隣人との付き合い、コミュニケーション、地区での助け合い、支え合いが大切だと思う
(市民アンケート)

隣近所と仲良くし、気軽に人が集まり、相談できる場をつくってはどうか
(市民アンケート)

主な取り組み

行政の取り組み

- 市民・地域・行政・企業・関連団体などが連携し、地域における相互の見守りや支え合い、
自主的な体制づくりを構築します。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
1	高齢者見守りネットワーク事業の充実	長寿福祉課 地域包括支援センター
2	企業との連携による新たな見守りネットワーク体制の構築	長寿福祉課 地域包括支援センター
3	認知症キャラバンメイトと協働した認知症サポーター養成講座の展開	長寿福祉課 地域包括支援センター
★4	自治会から小学校区を圏域とした福祉委員会の設置促進	長寿福祉課

社会協の取り組み

- 定期的に集まることができ、意見交換、情報交換が行える場の確保を行います。
○地域における見守り活動やサロン活動への支援を実施し、見守りや支え合い活動を促進します。
○新たな活動者を発掘、育成するための講座などを開催します。
○特色ある活動の情報共有を実施し、サロン活動の充実に繋げます。
○地域のリーダーを育成し、自主的に集いの場が運営できるよう支援します。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	「ふれあいマップ」の活用
2	「ふれあい弁当サービス」の実施によるひとり暮らし高齢者の見守りと安否確認及び新たな手法の検討
3	高齢者見守りネットワーク・徘徊SOSネットワーク・まいめる登録の周知活動及び協力要請の実施
★4	地区懇談会の実施

No.	取り組み内容
★5	福祉委員会の設立・運営支援
6	友愛訪問、定期的なつどいの場として自治会単位で行われているふれあいサロンや四季の家等の地域福祉事業の推進
7	サロンサポーター向けのフォローアップ講座の開催
8	防犯パトロールの推進
9	保育園児や小学生との交流会の開催

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 日頃から隣近所の人と挨拶等を行い、声をかけ合う
- 地域の活動に参加する

地域の取り組み

- サロン等の定期的に集まれる場をつくる
- 地域で子どもや高齢者、障がい者等を見守る

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- 各自治会の中の課題を発見し、自分たちのこととして解決を目指す福祉委員会をつくる
(行政・社協・地域)
- サロン等に出席できない方は、出掛けていって交流を持つ
(団体・事業者)
- 見守りネットワークの定期的な検証とPR
(行政・社協)

じっくり取り組むこと

- メディア等との連携により、認知症ネットワークのさらなる活用を目指す
(行政・社協・地域)
- ミニサロンと見守り隊とのネットワークをつくって、住みなれた地域でずっと暮らせるようにする
(地域・社協)
- 向こう三軒両隣が関わる工夫を多く持つ
(地域)

(2) 地域交流の促進

現状・課題

高齢者や障がいのある人の生きがいの一つとして、地域の人々との交流は重要です。しかし、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化により、地域での市民の結びつきが薄れつつあり、あらゆる場面での地域交流が少なくなっています。人や地域同士のつながりの重要性を再認識し、隣近所同士での声かけ、地域の伝行事への参加、地域ぐるみの交流・連携を図っていくことが大切です。

本市では、より身近な地域での居場所づくりの形成に努めており、各種サロン活動も活発に実施されています。しかし、活動状況や近所付き合いには地域差があるため、地域の実情に応じた取り組みを実施し、ご近所福祉を推進することが必要です。

～市民の声～

高齢者が出て来られる場、顔を出して交流できる場が必要だと思う
(活動主体者アンケート)

高齢者や障がいのある人が気軽に参加できるように、交流できる場をつくりほしい
(市民アンケート)

近隣以外の人との集いの場として、公民館等を活用してはどうか
(市民アンケート)

主な取り組み

行政の取り組み

- ご近所福祉の充実に取り組みます。
- 地域における祭事やイベントの継承・充実を図り、各種団体間の交流や情報交換等の活動を促進します。
- 福祉施設において多世代交流を促進するため、各施設での催し等の開催を支援します。
- 教育機関と連携し、自分の生まれ育った故郷に誇りを持ち、いなべ市を大切にする心を育む地域交流及び地域学習を推進します。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
1	観光協会や商工会等が開催するイベントへの支援の充実	商工観光課
2	市民意識向上を目的としたイベントの開催	人権福祉課
3	児童・生徒と地域や福祉施設等との交流の促進	学校教育課
4	芋ほり体験、茶摘み体験、地域交流体操等による地域住民と保育園児の世代間交流の促進	保育課

社会協の取り組み

- 高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、各種サロン活動を支援します。
- 老人クラブ加入促進に努めるとともに、外部組織との共催等による魅力ある自主活動となるように支援します。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	ふれあいサロン等集いの場の開催支援、運営相談の実施
2	ふれあいサロン等での出前講座や認知症サポーター養成講座等の開催
3	サロンサポーター同士の交流の促進
4	若手新規会員の入会促進・外部共催等による老人クラブの充実

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 町内会や子ども会等に参加する
- 地域のイベント等に参加する

地域の取り組み

- 地域のイベントやサロン等を開催する

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- 交流の場所をつくる。常設の交流場所として自治会館等を開放する (地域)
- 自治会等でみんなが参加しやすい行事を開催し、交流・ネットワークづくりを進める (地域)
- 子どもが主役になるような行事を開催することにより、その家族の方々の参加が増え、交流が広まる (地域・団体・事業者)

じっくり取り組むこと

- 各地区的ミニサロンを環境づくりの基と考え、高齢者だけではなく、若い層が出入りできるようにする (地域)
- 空き家を活動場所に利用する (地域・行政)
- 自宅提供者に助成し、個人の自宅等を利用してミニミニサロンなどを実施する (団体・事業者)



(3) 多様な活動団体同士の交流・連携の促進

現状・課題

本市には、様々な福祉活動を行う組織や団体があり、市民活動センターには、平成28年8月現在で122団体が登録され、主体的な地域活動が推進されています。

しかし、より充実した活動を推進するため、活動団体同士の交流・連携が求められています。交流の機会や場を確保し、活動団体の交流と地域全体での連携を促進していくことが必要です。

～市民の声～

他の地域活動をしている方と連携して活動していきたい
(活動主体者アンケート)

他の団体と連携する上で、知識や情報収集不足が課題になっている
(活動主体者アンケート)

行政の関係者と地域活動の代表者との定期的な懇談会、ミーティングを実施してはどうか
(活動主体者アンケート)



主な取り組み

行政の取り組み

- 市全体及び中学校区域ごとに、それぞれの生活支援コーディネーターが団体間の横のつながりづくりや資源の開発等を行います。
- 市民活動支援センターの機能充実を図り、総合的に地域活動を支援します。
- 市情報番組や情報誌 Link を通して、積極的にボランティア活動情報の発信を行います。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
1	生活支援体制整備事業の充実	長寿福祉課
2	市民活動支援事業の充実	市民活動室
3	ボランティア活動等PRの充実	広報秘書課

社協の取り組み

- 民生委員・児童委員と地域のボランティア、老人クラブ等が協働し、地域支援力を向上できるよう支援します。
- 小さなことでも住民同士が連携しながら問題・課題に取り組み解決していくような福祉委員会の組織づくりを目指します。
- 地域包括支援センターをはじめ各関係機関と連携し、効果的な情報共有・研修を実施します。
- 市内で行っている地域福祉活動について情報収集・情報発信を図ります。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	地区内の困りごとや支え合い活動の仕組みづくりや推進等について協議、実施していく福祉委員会の実施
2	地域、サロンサポートやボランティア団体など活動者同士の交流会の開催
3	ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の支援の充実
4	社協だよりによる地域福祉活動の掲載の充実

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 興味のある活動や講座に参加する

地域の取り組み

- 交流会等に参加する
- 他の活動団体と積極的に交流する

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- ワークショップを活用し、若い人の先端の考えを知る機会にする
(行政・社協・団体)
- 1つの機関がそれぞれ動くだけでなく、関係機関が定期的に集まって、1つの課題について話し合いをする会議をつくる
(行政・社協・団体)

じっくり取り組むこと

- 新庁舎に人が集まりやすい機能を持たせる
(行政)



(4) 総合的な相談支援体制の整備

現状・課題

地域住民の福祉相談に対するニーズは複雑、多様化しており、地域住民が安心し、気軽に相談や支援を受けられるようにするには、地域住民が抱える課題・問題を早期に発見し、適切に対応する相談体制の充実が大切です。

本市では、地域の身近な相談員である民生委員・児童委員を中心に、地域の相談ニーズの把握に努めており、各種関連機関や専門機関との連携により、多様な相談に対応できる環境づくりを推進しています。

しかし、多様化する相談ニーズに対し、柔軟に対応できるよう相談員の資質向上に努め、相談が寄せられやすい体制づくりを推進することが必要です。

～市民の声～

行政職員の専任化を図ることで、事業者への指導力の強化、住民相談への的確な対応等ができると思う（市民アンケート）

各自治会にグループをつくり、相談・困り事・心配・不安・相談要請があれば活動する組織が形成できれば良い（市民アンケート）

住民が支え合い、助け合えるまちづくりが大切だと思う（市民アンケート）

主な取り組み

行政の取り組み

- 各種研修会への積極的な参加等により、職員の相談援助技術の向上を図るとともに、関係機関同士や専門職間の横のつながりを構築します。
- 相談窓口を周知しつつ、対応できる体制を継続します。
- 民生委員・児童委員と連携し、身近な相談役として協力を得ながら、地域における相談支援体制を継続していきます。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
1	地域包括支援センターにおける相談窓口の充実	地域包括支援センター
2	各種研修会等への積極的な参加等や、地域包括支援センター内の情報共有等による職員のスキルアップの推進	地域包括支援センター
3	処遇困難ケース等への対応について、多職種専門職と連携した支援の実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
4	出前講座の開催、情報誌Linkやホームページ等による総合相談窓口の周知	長寿福祉課 地域包括支援センター
5	民生委員・児童委員の協力による「おたすけ箱」の設置	長寿福祉課 地域包括支援センター
6	障がい者総合相談窓口・障がい者相談員による相談活動の充実	社会福祉課
7	いなべ市障がい者自立支援協議会の相談支援部会開催による情報交換、課題等の共有	社会福祉課
8	妊娠から就労まで途切れのない関係機関の連携による支援	発達支援課 健康推進課 保育課 児童福祉課 社会福祉課 学校教育課 家庭児童相談室

社協の取り組み

- 住民の多様な相談に対応するため、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。
- 研修会へ積極的に参加することにより、職員の相談技術の向上を図ります。
- 民生委員・児童委員との連携の強化を図るために、関連する専門機関との情報共有、ネットワーク化を積極的に推進します。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	相談内容に応じた各関係機関との連携強化
2	心配ごと相談事業（一般、弁護士、司法書士）の実施
3	障がい者等の総合的な相談窓口を設置・実施
4	介護に関する総合相談の実施、地域包括支援センターとの連携
5	出前相談ワーキングによる来所困難ケースの対応検討
6	新任職員研修、新人職員研修、中堅職員研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、指導的立場職員研修（主任・係長）等の階層別研修、各部門別研修の実施による相談スキルの向上
7	関連機関による連携研修会の実施



市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 各種相談窓口を把握する
- 悩みや困り事は抱え込まず、相談する

地域の取り組み

- 日頃から地域で声をかけあい、困っている人を孤立させない
- 悩み事に応じて、行政や専門機関につなぐ

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- 周囲に相談するために近所付き合いを密にしていく (地域)
- 広報誌等で各種相談窓口のPR回数を増やす (行政・社協)

じっくり取り組むこと

- ワンストップの総合相談窓口をつくる (行政・社協)



(5) 防犯・防災体制の構築

現状・課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、従来の災害に対する考え方や認識は一変しました。東海・東南海・南海地震をはじめとした災害に向けて、備えを整えておく必要があります。

また、高齢者や障がいのある人の消費者被害は依然として高水準であることから、身近な相談者や、生活の変化を察知できる関係づくりが必要となっています。

本市では、避難行動要支援者の適切な把握と、自主防災組織の構築や各種媒体による避難場所等の周知を実施しているとともに、防犯パトロールや講座の開催等に取り組んでいます。

しかし、地域住民が取り組むべき課題として防犯や防災など地域の安全を守ることが挙げられており、関係機関や専門機関と連携しながら、地域における日頃からのつながりを強化し、相互援助機能の向上を図ることが必要です。

～市民の声～

駐在所の方に来ていただき、地域で起こる犯罪について研修を実施してはどうか
(活動主体者アンケート)

外国人住民と子どもも交えて、コミュニケーションをとることが災害の時に役立つかと思う
(活動主体者アンケート)

各自治会で意見を出し合い、要支援者とともに計画を立てシミュレーションする必要があると思う
(活動主体者アンケート)

主な取り組み

行政の取り組み

- 防災啓発に関する講座の開催など、防災情報の発信を行い、啓発活動を促進します。
- 地域ぐるみでの自主防災活動をより一層支援します。
- 民生委員・児童委員から相談が寄せられやすい関係づくりを行いながら、地域の実態把握を継続していきます。
- 高齢者等を狙う悪質な訪問販売や振り込め詐欺の被害を防ぐため、地域に出向いての講座開催や広報誌面を使った注意喚起を行うとともに、被害発生時には早急な対応支援を行います。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
1	多様な情報媒体による防災情報の提供や啓発	危機管理課
2	防災に関する講演会の開催	危機管理課
3	防災訓練の指導や資機材整備補助の強化による自主防災組織の支援	危機管理課
4	多様な媒体による悪質な訪問販売や振り込め詐欺等についての情報提供及び啓発	商工観光課
5	悪徳商法による被害の早期発見、早期対応	地域包括支援センター
6	悪徳商法による被害を防止するための相談窓口等の周知	地域包括支援センター
7	防犯パトロール物品の貸付による自主防犯団体活動の推奨	総務課

社協の取り組み

- 防災及び災害時に関する対策について、職員行動マニュアル等を理解し、地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進します。
- 日々の地域活動や近所づきあいを通じて、近隣住民同士の交流を深めるとともに、プライバシーに配慮しつつ、要支援者や要配慮者の情報を把握し、相互援助機能を高めます。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	ふれあいマップの活用によるサロン団体や老人クラブの間での要支援者等の情報共有の強化
2	避難行動要支援者名簿の更新
3	職員行動マニュアルの見直し
4	防災訓練研修の実施
5	備蓄品の管理
6	関連団体との情報共有による安否確認及び見守り活動の推進
7	「いなべ市災害ボランティアセンター運営マニュアル」を基にした、災害ボランティアセンターの立上げ訓練、結果に基づいた見直しの実施
8	災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催、登録
9	災害ボランティアコーディネーターの定期的な訓練と有事に備えた物品の調達
10	要援護者対応としての各事業所のマニュアルの作成
★11	介護保険事業所における福祉避難所の体制整備

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 防犯・防災に関する講座等に参加し、情報収集に努める
- 避難訓練に参加する

地域の取り組み

- ふれあいマップを活用し、要支援者の把握に努める
- 困っている人には地域で声かけをし、必要に応じ専門機関につなげる

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- 地域の中で見守りネットワークをつくる (地域・社協)
- 自主防災組織の設置 (地域・行政)
- ふれあいサロンのふれあいマップを充実させていく。更新していく (地域・社協)

じっくり取り組むこと

- 自治会の空き家を利用して活動することで、午後から小学生などの参加がうまれる (地域)
- ミニサロンと見守り隊とのネットワークをつくって、住みなれた地域でずっと暮らせるようにする (地域・社協)

3. 安心して生活できる環境づくり

(1) 健康づくりの推進

現状・課題

わが国の平均寿命は世界最高の水準にありますが、がん・脳卒中・心疾患・糖尿病等の生活習慣病が増加しており、高齢化とともに認知症や寝たきり等の要介護状態になる可能性が高くなり、医療費・介護保険料の上昇が課題となっています。こうした中で、人と人とのつながりの力を表す「ソーシャル・キャピタル」と「健康」との関係性が注目されています。

本市では、関係機関と連携し健康づくりに取り組み、生活習慣病の予防に取り組んでいます。また、一般社団法人元気クラブいなべと連携し、市民が自らの健康を増進し、環境づくりの支援、地域で生きがいとなる「幸せの生活の場」の構築を推進しています。

しかし、参加者のほとんどが定年退職後の高齢者であり、働き盛りの中年層が積極的に参加できる健康づくりのイベントや教室の実施が求められます。

～市民の声～

高齢者のための健康づくりや生きがいづくりに力を入れて下さっている行政に大変感謝している
(市民アンケート)

健康づくりを通して、人が集まり、世間話をする場所づくりが大事と思う
(市民アンケート)

夫婦で家庭菜園をしながら市の元気クラブいなべへ週2回通い、体力維持できるよう地域の皆さんと楽しんでいる
(市民アンケート)

主な取り組み

行政の取り組み

- イベントや教室等の機会に健康づくりのプログラムを推進します。
- 多様な世代が積極的に参加できる健康づくりのイベントや教室を実施します。
- 対象者が意識を持てるような介護予防教室となるよう、はっきりとした目標（動機付け）を設定して取り組みます。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
1	一般社団法人「元気クラブいなべ」と連携した市民が自らの健康を増進し、環境づくりの支援、地域で生きがいとなる「幸せの生活の場」の継続的な展開	健康推進課 長寿福祉課
2	食生活改善推進協議会と連携した食生活改善事業の推進	健康推進課
3	メタボリックシンドロームに該当又はその予備軍として判断された方を対象とした予防教室の開催	健康推進課

社会協の取り組み

- サロン活動等を中心とした、地域の健康づくり活動を支援します。
- 新たな活動者を発掘、育成するための講座など開催します。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	サロンサポーター向けのフォローアップ講座の開催
2	ふれあいサロン等の立ち上げ支援の実施
3	ふれあいサロンを訪問してレクリエーションや健康体操などの実施

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 自分の身体に关心を持ち、健康づくりに努める
- 検診等を受診する

地域の取り組み

- みんなで集まり、楽しく健康づくりを行う場をつくる

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- ラジオ体操などを広め、健康づくりや集いの場所をつくる
(地域)

じっくり取り組むこと

- まず、地元の公園や広場を見直す
(地域)
- 小学校の校庭を地域に開放する
(行政・地域)
- いなべ市運動会(子どもたちの出し物、健康づくり、ネットワークづくり、世代間の交流)等の開催
(行政・団体・地域)



(2) 日常生活への支援

現状・課題

子どもたちや高齢者、障がいのある人を含めたすべての人が自分らしくそれぞれの能力を活かしながら、地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりが必要です。

本市では、福祉バスが運行されており、通院や買い物が困難な方等に重要な外出手段として利用されています。また公共施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進しています。

しかし、買い物支援を含めた日常生活における移動支援や福祉バスのさらなる充実が求められており、地域のニーズを把握しながら、実情に即した取り組みが必要です。

また、近年社会問題として捉えられている自殺対策も継続して推進し、三重県自殺対策情報センターとの協働のもと自殺予防に取り組みます。

～市民の声～

今後ますます高齢化、過疎化が進み、通院、買い物をするにも移動手段がなくなるため、交通手段の確保が必要だと思う（市民アンケート）

福祉バスの本数が足りず、今でも不便との声を耳にする（市民アンケート）

交通の便利さ、また移動販売が近場に来ることを願っている（活動主体者アンケート）

主な取り組み

行政の取り組み

- 高齢者や障がいのある人等交通手段に不便だと感じている方が、自由に行動するために福祉バスのさらなる充実を図るとともに、広報等で周知を図ります。
- 全ての人が快適に生活を送ることができるよう、公的な施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進し、安全で活動しやすい生活環境を整備します。
- 自殺対策、自死遺族への支援を今後も継続して実施します。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
1	福祉バス大安ルートの路線変更・ダイヤ改正の実施	交通政策課
2	「おもいやり駐車場利用証制度」の周知・啓発	人権福祉課
3	「いなべ命の相談電話事業」による電話相談窓口の充実	人権福祉課

社会協の取り組み

- 外出が困難な方を対象に各種移動支援を提供します。
- 福祉バスのさらなる活用化に向けて、住民の声を聞き取り、利便性の確保に努めます。
- 地域で連携し、ひきこもり当事者・その家族への支援を行います。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	要介護者、要援護者、障がい者を対象にした福祉有償運送事業の充実
★2	ひきこもり等に関する支援「まかろん」の推進（住民啓発、相談支援、集いの場の実施等）

市 民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 悩んでいる人や困りごとを抱えている人がいれば話を聞く
- 提供されているサービスや支援内容を把握する

地域の取り組み

- 地域で協力し、移動に困っている人の手助けをする



活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～



すぐ取り組むこと

- 行政と市民団体をつなぐ、コーディネーターを設置する
(行政・社協)
- ひきこもりの理解、啓発を実施する
(行政・社協・団体)
- 自治会、老人クラブ、ふれあいサロンメンバーを中心に、行事参加の呼び掛けをする
(地域)
- 福祉バスの停車場所について、もっと利用者の声を反映する
(行政)
- いのちの電話を広める。啓発の旗に電話番号を載せる
(行政)

じっくり取り組むこと

- 地域のコミュニティセンター等を開放し、多世代の交流を行う
(地域)
- 放課後、自治会館を開放して各世代が集い、子どもたちとふれあう時間をつくる
(地域)
- 気軽に参加できる地域イベントを開催する
(地域・事業所)
- 高齢者や障がいを持つ人のためのお助けタクシーのような移動支援の充実
(行政・社協・団体)

(3) 福祉サービスの充実

現状・課題

地域に暮らす全ての人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスの充実が必要です。しかし、福祉ニーズは多様化しており、縦割りの福祉サービスではなく、分野横断的な取り組みが求められています。

本市では、地域住民へのサービス充実のため、各窓口でワンストップサービスに努めるとともに、途切れのない支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携を図り、福祉に関する情報を共有化し、本市独自の支援体制の確立を図っています。

また、公的なサービスのみならず、活動主体者による福祉活動やボランティア活動も活発に実施されており、様々な主体による支援が連携し、福祉ニーズに効果的に対応していくことが必要です。

～市民の声～

子育て支援、高齢者、障がい者、困っている人への手助けは絶対必要だと思う
(市民アンケート)

子どもや障がいのある人、高齢者がいる家族が生活しやすいまちになるため、意見交換ができる場があればと思う
(市民アンケート)

介護する側の人数が足りていないように思われるのに、介護の職に就きやすいように、介護の仕事を体験してもらえる体制をつくる
(活動主体者アンケート)

主な取り組み

行政の取り組み

- 地域の身近な相談役である民生委員・児童委員に対し、様々な制度や事業の情報発信を行うとともに、地域での困りごとや資源等の情報を寄せてもらえるよう密に連携を図っていきます。
- 子育てに関する様々な課題に対応するため、地域で安心して子育てができる環境づくりを構築します。
- 障がいのある人の社会参加を支援するために、地域のつながりを深め、日常生活支援や地域交流活動を実施します。
- 市民に対して質の高い介護サービスが提供できるよう、法改正等の最新情報の伝達や社会資源の情報提供等、サービス利用を希望する者の自由な選択と満足が得られるよう体制の充実を目指します。
- 各サービス事業所間の横のつながりや情報共有を図ることにより、市全体でサービスの質の向上を図っていきます。
- 中・軽度の知的障がい者が、地域で自立した生活を送れるように支援します。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
★1	生活支援コーディネーターの配置	長寿福祉課
★2	民生委員・児童委員及びケアマネジャーとの懇談会の実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
★3	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実	長寿福祉課 地域包括支援センター
★4	ケアマネジャーを対象としたケアマネジメント支援会議の開催	長寿福祉課 地域包括支援センター
5	障がい者の介護者の高齢化や親亡き後の支援の充実	社会福祉課
6	地域ボランティアの発掘及び子育て応援団が主体となって地域で開催する「あそびの会」の推進	児童福祉課
7	子育ての様々なニーズに対応するための環境づくりの実施	児童福祉課 保育課
8	特別支援保育コーディネーターを中心とした、特別支援保育の推進	発達支援課 保育課

No.	取り組み内容	担当課
★9	個別の相談支援ファイル「ハピネスファイル」の利用者拡大及び活用	発達支援課
★10	保育園・小中学校間の支援内容の途切れのない引継ぎなど、福祉・教育部門の連携強化	発達支援課
11	子育て家庭とのつながりを深めるため、ブックスタート事業、ブック・Reスタート事業等の開催	児童福祉課
12	積極的に地域へ出向き、一歳児のいる全家庭を対象とした「一歳おめでとう訪問事業」や、地域の集会場等を使った「出前ひろば」の開催	児童福祉課
13	指定特定相談支援事業所等の相談支援専門員によるケアマネジメント支援体制の充実	社会福祉課
14	いなべ市障がい者自立支援協議会の運営・推進	社会福祉課
15	障がい者の日常生活の自立支援	社会福祉課

社協の取り組み

- 介護保険サービスの提供及び地域包括支援センター機能の強化を図ります。
- 地域の見守り活動の充実と認知症高齢者等への支援の強化を図ります。
- 障がいのある人に対する福祉サービスの提供及び相談事業の充実を図ります。
- 家庭や地域との連携を強化し、子どもが健やかに成長・発達できる保育園の運営に努め、地域の子育て家庭に対する支援を行います。
- 中・軽度の知的障がい者を対象に、調理・掃除・洗濯などの家事や交通機関の利用などの訓練を行い日常生活の自立を支援します。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	各種介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの提供・充実
2	認知症高齢者に向けた支援の充実
3	個別支援を介した介護予防の意識付け
4	多職種協働による自立支援ケアマネジメントの実施

No.	取り組み内容
5	目標指向型のケアプランの作成及びケアマネジャーへの研修の実施
★6	小規模多機能型居宅介護事業所の開設に向けた検討
7	職員研修や各種講座による担い手の拡大・充実
8	各種障がい福祉サービスの提供・充実
9	障がい者手帳を所持していないが、障がいがあると思われる方や、難病指定されていない方への支援
10	いなべ市障がい者自立支援協議会及び相談支援部会への参加による地域課題の抽出・検討
11	障がい者日常生活訓練事業（ルート）の実施
12	健全な保育園運営と保育サービスの充実

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 提供されているサービスや支援内容を把握する
- 福祉に対する理解を深める

地域の取り組み

- 様々な制度やサービスについて、地域で共有する
- 支援が必要な人の把握に努め、必要に応じ専門機関等につなぐ

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- 地元の保育士免許のある方を発掘する (行政・社協・地域)
- 行政や民間がしている子育て支援に積極的に参加してもらう (行政・団体・地域)
- 利用できるサービスの情報提供を実施する (行政・社協)

じっくり取り組むこと

- 障がい者について、関係機関のみならず、広く地域や学校、企業での理解促進 (行政・社協・事業所・地域)
- 障がい者が実際に働く場を増やす (行政・社協・事業所)

(4) 権利擁護の推進

現状・課題

現在、高齢者等を狙った訪問販売等の悪質な犯罪や、高齢者や障がいのある人、子どもへの虐待やDV、いじめ等が社会問題として捉えられています。

本市では、成年後見制度や日常生活自立支援事業を推進し、全ての人が安心して生活を送ることができるよう支援しているとともに、虐待やDVに対する被害の防止を図るため、相談窓口を設置して、相談事業の実施及び啓発を行っています。

しかし、高齢者や障がい者の被害者は虐待の事実を伝えることが困難なケースが多く、また、児童虐待では「子育ての孤立化」なども背景にあり、地域のつながりづくりによる早期発見・早期対応が求められています。

～市民の声～

幼児、子どもへの虐待、DV 等の現状を保育園、学校と連携し、犠牲者の出ないうちに話し合う機会を定期的に行う
(活動主体者アンケート)

虐待をなくすためにも、シングルマザー・ファザーへの心のケア、子どもの教育費の支援は重要である
(市民アンケート)

認知症高齢者については、支援が必要でも家族からの要請がないと対応が難しい
(活動主体者アンケート)

主な取り組み

行政の取り組み

- 地域で安心して自分の望む生活ができるよう、成年後見制度の周知を行います。また、有効な制度を円滑に活用できるよう、働きかけを実施します。
- 育児不安等を軽減するため積極的に地域へ出向き、家庭訪問を実施します。また、孤立家庭が出ないよう、地域の子育て応援団の補充も図っていきます。
- 認知症高齢者に対する支援を行うとともに、地域での認知症の理解向上を図ります。
- 人権に関する情報や各種相談機関の周知・啓発・充実を図ります。
- 虐待やDVを早期発見・予防できるよう、相談支援体制の充実、関係機関との連携強化に努めます。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
1	成年後見人の選任など、高齢者の権利擁護の視点に立った支援の実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
2	高齢者の権利擁護を目的とした被虐待者への支援及び虐待者へのアフターケアの実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
★3	認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期対応の実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
4	認知症サポーター養成講座、認知症キッズサポーター養成講座の開催	長寿福祉課 地域包括支援センター
5	緊急ケースの発生時におけるコア会議の開催	長寿福祉課 地域包括支援センター
6	徘徊SOSネットワークの事前登録の推進	長寿福祉課 地域包括支援センター
7	処遇困難ケースに関する専門性を活かした適切な処遇方針の樹立に向けた検討の実施	長寿福祉課 地域包括支援センター
8	虐待やDV相談を含めた相談体制の充実	家庭児童相談室
9	夜間や休日対応にも備えた緊急連絡体制の構築	家庭児童相談室
10	育児不安など早期支援が必要な対象者のスクリーニング実施	健康推進課
11	人権擁護委員による人権相談の実施	人権福祉課

社協の取り組み

- 法人後見支援員の養成、成年後見制度に関する相談窓口の充実を行います。
- 判断能力に不安がある人に対して、関係者及び関係機関・団体等と連携を図り、円滑な支援を実施します。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	成年後見制度に関する連絡、相談窓口の充実
2	法人後見支援員の養成
3	日常生活自立支援事業の推進
4	権利擁護センターの設立にむけた検討

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 行政等が提供している制度やサービスの理解を深める
- 普段から隣近所で声かけを行う。

地域の取り組み

- 判断能力に不安がある人が困っていたら必要に応じて、専門機関への相談をすすめる
- 虐待やDV等に気づいたら、早期に専門機関へ通報する

(5) 生活困窮者支援の充実

現状・課題

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、市民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

本市においては、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等に取り組んでいます。今後も、各種関連機関が連携し、自立に向けた相談支援や就労に向けた準備支援を実施しながら、生活困窮者の自立促進を図ることが必要です。

～市民の声～

生活困窮者への支援は当事者と一緒に考え、動いてくれる人が必要である
(市民アンケート)

利用しやすく成果の出やすい職業紹介・他団体との連携が必要である
(市民アンケート)

児童手当だけでは生活が大変。今は両親が働かなくては生活が苦しい
(市民アンケート)

主な取り組み

行政の取り組み

- 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を実施します。
- 生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げます。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容	担当課
★1	自立相談支援事業の実施	社会福祉課
★2	住居確保給付金の支給	社会福祉課
★3	就労準備支援事業の実施	社会福祉課
★4	学習支援事業の実施	社会福祉課
★5	家計相談支援事業の実施	社会福祉課

社会協の取り組み

- 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、働く場所の開拓などに取り組みます。
- 生活困窮者の早期把握や見守りのため、地域住民や民生委員・児童委員、関係機関との地域のネットワークを構築し、包括的支援を行います。

<具体的な取り組み>

No.	取り組み内容
1	地域住民や民生委員・児童委員、関係機関への周知
2	地域のネットワーク構築
3	既存の社会資源（緊急食糧・物品等支援、就労に向けた支援等）の活用

No.	取り組み内容
4	不足する社会資源の開発・創造（生活困窮者の状態に応じた就労の機会（中間的就労等））及び社会参加の創出
5	就労・参加できる場の拡充

市民・地域の取り組み

市民の取り組み

- 生活困窮者等への支援について理解を深める
- 困っている人がいたら、早めの相談を促す

地域の取り組み

- 地域で孤立しがちな人を、地域で見守る「顔が見える関係」をつくる

活動主体者による事業アイデア ～ワークショップからのご提案～

すぐ取り組むこと

- 行政・社協と市民団体をつなぐ、コーディネーターを設置する（行政・社協）

4. 数値目標

本市における地域福祉施策の推進状況をはかるものとして数値目標を掲げます。数値目標は計画最終年度に評価します。

基本目標1 地域福祉を担うひとづくり

指標	考え方	現状値	目標値
地域福祉への関心度	市民アンケートにおいて、「とても関心がある」、「ある程度関心がある」を合わせた割合	76.1% (平成27年度)	80%
地域活動の経験	市民アンケートにおいて、「現在活動している」の割合	33.1% (平成27年度)	40%

基本目標2 ふれあい、支え合いの地域・ネットワークづくり

指標	考え方	現状値	目標値
近所付き合いの頻度	市民アンケートにおいて、「常日頃から家族ぐるみの付き合いがある」「困っているとき（病気・悩み・事故など）に相談をしたり、助けあったりする」「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあう」を合わせた割合	32.2% (平成27年度)	35%
民生委員から地域包括支援センターへの相談件数（年間延べ）	第2次いなべ市総合計画成果指標	169件 (平成26年度)	180件

基本目標3 安心して生活できる環境づくり

指標	考え方	現状値	目標値
認知症サポーター数（累計）	第2次いなべ市総合計画成果指標	6,269人 (平成26年度)	6,700人
生活困窮者自立支援事業における相談件数（年間延べ）	第2次いなべ市総合計画成果指標	101件 (平成26年度)	106件
ファミリーサポートセンター会員数（累計）	第2次いなべ市総合計画成果指標	317人 (平成26年度)	320人
地域ケア会議開催回数（年間延べ）	第2次いなべ市総合計画成果指標	30回 (平成26年度)	50回

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

(1) 地域福祉の推進強化

市民一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深めるとともに、地域への関心を持ち、まちづくりの担い手として、地域に向き合うことが求められます。また、市民が、地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、機会の提供や情報発信等を実施します。

(2) 庁内の連携体制の強化

地域における様々な課題に対応していくため、庁内関係各課との連携を図り、分野横断的な施策の推進に努めます。

(3) 行政と社会福祉協議会との連携の強化

さらなる地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会との連携を強化し、事業を推進します。

2. 進行管理

本計画の進捗状況を定期的に点検し、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、計画最終年度である平成33年度には、計画の実施状況を評価し、次期計画を策定します。

■PDCAサイクルによる評価・検証



3. 社会福祉協議会の組織体制の整備・充実

(1) 組織体制の強化

組織内における連携を強化し、各分野においてより効果的・効率的な事業の実施に努めるとともに、情報共有体制を構築します。また、職場内研修の実施や各種資格の取得促進等により、職員の質の向上を図り、組織体制を強化します。

(2) 会員数の確保と健全な財務運営の推進

会費や寄付金、共同募金等により、自主財源の確保に努めるとともに、国や県、各種財団の補助金、助成金を活用し、新規事業を開拓します。

そして、いなべ市の地域福祉を推進していくためのさまざまな活動や支援を行っていくなかで、自立的な組織・経営基盤を強化します。

第7章 資料編

1. 策定経過

■平成 27 年度

年月日	内容
平成 27 年 10 月 28 日～ 11 月 30 日	活動主体者アンケート調査の実施
平成 28 年 1 月 28 日～ 2 月 12 日	一般市民アンケート調査の実施

■平成 28 年度

年月日	内容
平成 28 年 4 月 7 日	第 1 回 活動主体者ワークショップの開催
4 月 28 日	第 2 回 活動主体者ワークショップの開催
5 月 30 日	第 3 回 活動主体者ワークショップの開催
7 月 13 日	第 1 回 策定委員会の開催
8 月 9 日	第 1 回 策定ワーキング会議の開催
9 月 26 日	第 2 回 策定ワーキング会議の開催
11 月 9 日	第 3 回 策定ワーキング会議の開催
11 月 25 日	第 2 回 策定委員会の開催
平成 29 年 1 月 13 日～ 2 月 13 日	パブリックコメントの実施
2 月 3 日	第 4 回 策定ワーキング会議の開催
2 月 24 日	第 3 回 策定委員会の開催

2. 用語説明

用語	内容
あ 行	
NPO	NPO とは、Non Profit Organization の略。ボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われています。従来、これらの団体は、法人格を持たない任意団体として活動していましたが、特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができますようになりました。
か 行	
介護保険	40 歳以上の人全員が被保険者（加入者）となり保険料を納め、介護が必要と認定されたとき、費用の一部を負担して介護サービスを利用する制度
協働	相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けサービスを提供する等の協力関係のことをいいます。
元気クラブ（いなべ）	本市でのスポーツ振興、健康づくりのために活動する社団法人。「いなべ市元気づくり推進計画」と協働し、様々なサークル活動、健康イベント等を実施しています。
権利擁護	社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
コーディネーター	複数の主体が関わる事業等が円滑に進むように、情報連携や業務の調整等を行うことです。
さ 行	
社会福祉協議会	社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において、住民が主体となり、地域における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。略して「社協」と呼ばれる。
生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす人のこと。

用語	内容
た 行	
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。
な 行	
認知症	何らかの原因で脳の神経細胞が壊れることによって、だんだんと理解する力や判断する力がなくなり、社会生活や日常生活に支障が出てくる状態。
は 行	
バリアフリー	高齢者や障がい者の生活行動に障がいとなるものを排除した環境のこと。
福祉教育	教育分野と社会福祉分野が重なり合い、子どもたちの学びの支援から地域住民に対する生涯学習の視点まで、幅広く捉える教育のこと。
ま 行	
民生委員・児童委員	地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等への訪問・相談等、住民が安心して暮らせるよう支援を行う人のこと。厚生労働大臣から委嘱を受けている。
や 行	
ユニバーサルデザイン	年齢や性別、身体の状況等にかかわらず、全ての人が快適に利用できるように、製品や建造物、生活空間等をデザインすること。

第3次いなべ市地域福祉計画及びいなべ市地域福祉活動計画

発行・編集：いなべ市・いなべ市社会福祉協議会

発行年月：平成29年3月

●いなべ市人権福祉課

〒511-0292

三重県いなべ市大安町大井田 2705 番地

TEL : 0594-78-3563

FAX : 0594-78-1114

●いなべ市社会福祉協議会

〒511-0274

三重県いなべ市大安町大井田 2704 番地

TEL : 0594-78-3543

FAX : 0594-88-1052
